長野県長野地域　基本計画

１　基本計画の対象となる区域（促進区域）

（１）促進区域

設定する区域は、平成 29 年 11 月 17 日現在における長野県長野市、須坂市、千曲市、小布施町、信濃町、飯綱町、高山村及び小川村を含む行政区域とする。概ねの面積は 15.0 万ヘクタール程度である。

本区域は上信越高原国立公園、妙高戸隠連山国立公園、聖山高原県立公園の区域、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域等及び長野県自然環境保全地域を含むものであるため、「８　環境保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において、環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

なお、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区、自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域及びシギ・チドリ類渡来湿地は、本区域には存在しない。

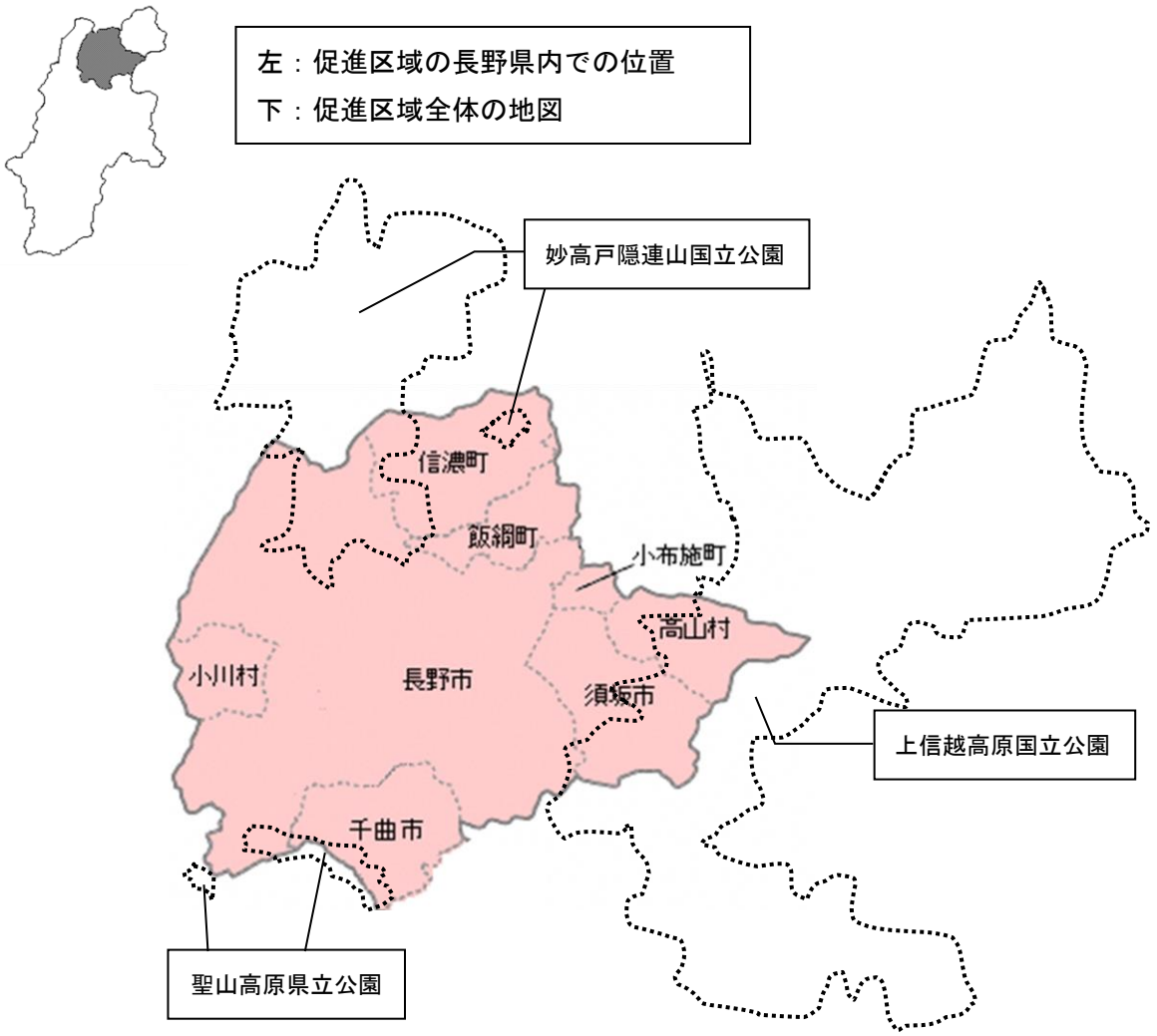

長野県鳥獣保護区位置図（長野地域）

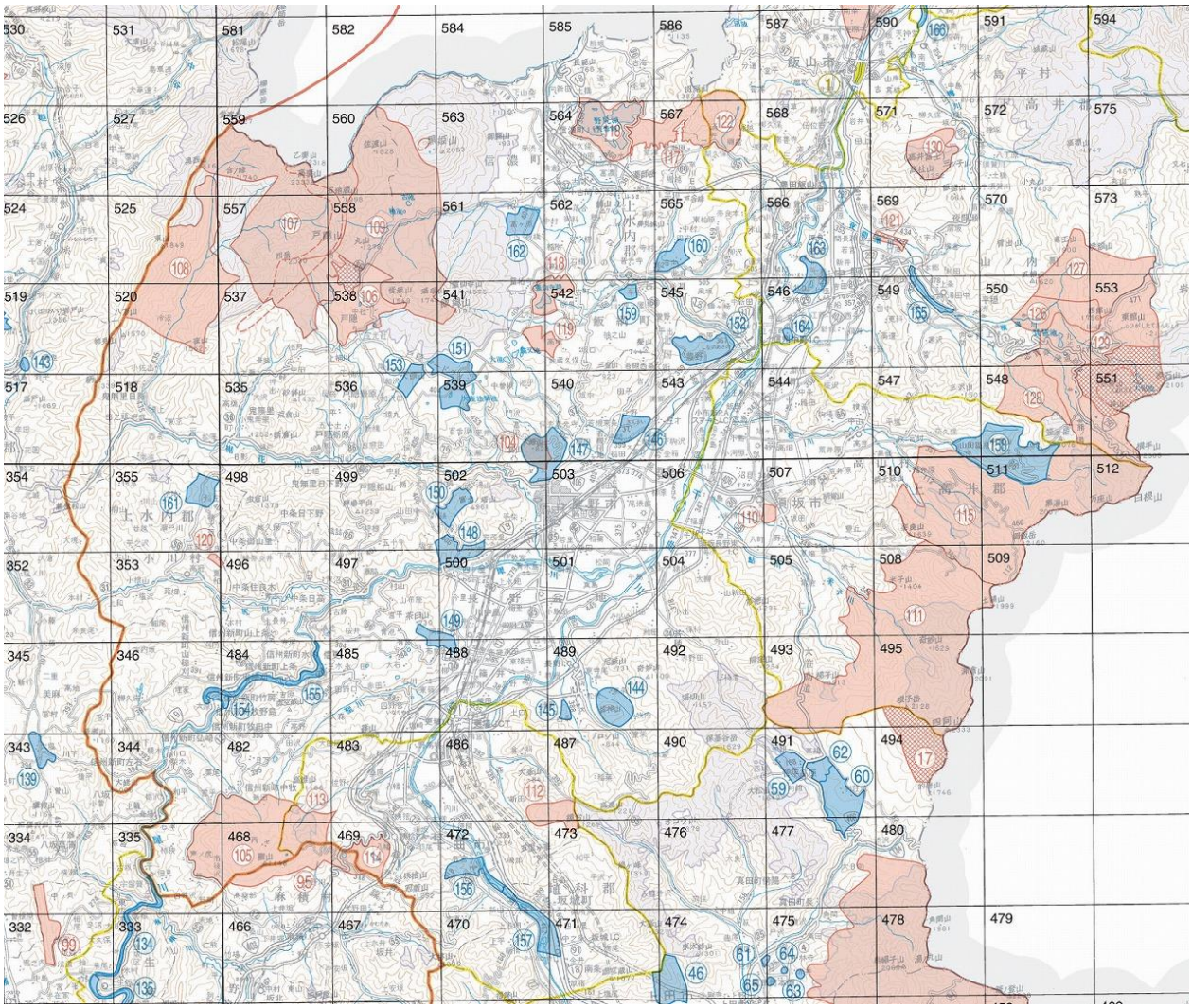

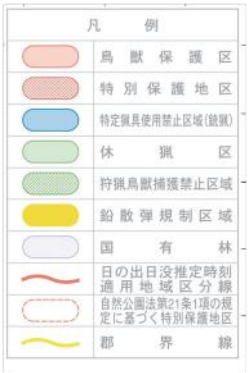

鳥獣保護区一覧表			
番号	件名	番号	件名
104	大峰山	113	樺平
105	聖山	114	芝山
106	戸隠	115	高井
107	奥裾花	116	野尻湖
108	奥裾花峡	117	野尻
109	戸隠山	118	霊仙寺山
110	臥竜山	119	つつじヶ原
111	東	120	小川中学校野鳥愛護林
112	鏡台山		

環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落（下図の赤色の地域で番号のある箇所）
及び
生物多様性の観点から重要度の高い湿地（下図の青色の番号のある箇所）（長野地域）

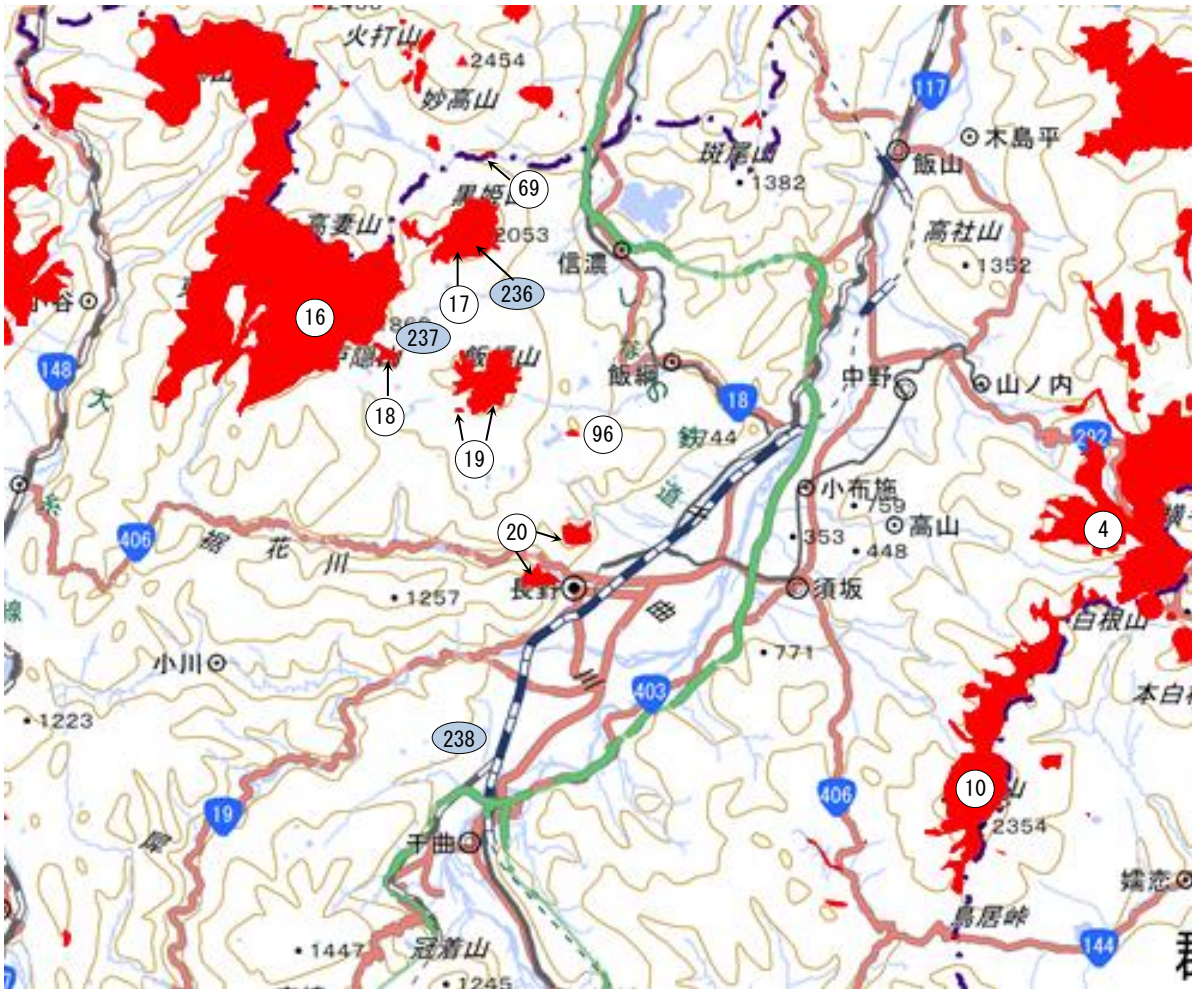

環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落		生物多様性の観点から重要度の高い湿地	
番号	件名	番号	件名
4	志賀高原の原生林	236	黒姫山湖沼・湿原群
10	四阿山の針葉樹林	237	逆サ川
16	戸隠山の原生林	238	茶臼山周辺のため池群
17	黒姫山の原生林		
18	戸隠奥社の社有林		
19	飯綱山の原生林		
20	旭、大峰山のアカマツ林		
69	黒姫山麗のサワグルミ林		
96	飯綱高原の湿生群落		

（２）地域の特色（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

長野地域は、長野県の北部に位置し、北側は飯縄山、戸隠山、黒姫山、妙高山、斑尾山の北信五岳を境に新潟県に接し、西側は北アルプス地域に接している。中央には千曲川と犀川が流れ、大別すると千曲川沿いに開けた平坦な善光寺地域と、それを囲む周辺の山間部地域の２つに区分される。気象は極めて多様であり、気温は地域差が大きく、降水量は比較的少ないが北部丘陵地帯は豪雪地帯となっている。

産業の状況は、戦時中に大手通信機器メーカーが工場疎開をしたことを契機に、電子デバイスや情報通信機器関連の中小製造業が多く立地するようになっている。これら中小製造業群は電機・電子分野に限らず、その部品を製造するために必要な機械加工や金型、装置など幅広い産業にわたっており、機械、電機、情報、電子、精密がバランスよく存在する産業構造になっている。また、高速交通網が整備され、東からは東信・首都圏方面、南からは松本地域をはじめ中南信・中京圏方面、北からは新潟方面の交通の要衝となっていることを背景とし、鉄鋼業、パルプ・紙・紙加工品製造業、プラスチック製品製造業、木材・木製品製造業といった素材産業や、生産用機械器具製造業・はん用機械器具製造業といった加工組立型産業、建設関連分野が多く集積している。

平成26年の工業統計調査によると、本区域の製造品出荷額等は8,036億円であり、機械、電機、情報、電子、輸送等の加工組立型関連の製造品出荷額等は、3,856億円で全体の48.0%を占めている。また、本区域の産業の事業所数は24,242事業所であり、建設業、不動産業・物品賃貸業の事業所数は、4,997所で全体の20.6%を占めていることも特徴的である。

さらに、本区域においては、製造業等の産業活動を支える物流や卸売等を担う物流・流通関連産業が数多く立地しており、本区域の産業構造の特徴となっている。具体的には、平成 28 年経済センサスによると本区域内に物流関連事業所は約 480 社、卸売関連事業所は約 1,780 社が立地し、県内の物流・卸売関連事業所の約３割を占め集積している。

一方、古くから味噌や醤油、日本酒など、地場産業としての食品製造業が盛んであり、全国有数の味噌メーカーも本社を構えているほか、地域の特色であるりんご、ぶどう、もも、栗、あんずなど果樹を始めとした農産物を加工する食品･飲料メーカーも多く存在しており、食品･飲料の製造品出荷額等は 1,698 億円で、製造品出荷額等の 21.1%を占めている。また、きのこや果樹、花きなどの品種改良に取り組む企業等も見られ、今後、一層の食品製造業の発展が期待される。

観光面においては、本区域は早くから歴史の舞台としても重要な場所となっており、国宝善光寺をはじめとした多くの歴史的・文化的な遺産は、地域を越え広く大切な心の拠り所となり、文化の交流・蓄積の拠点となっている。

また、上信越高原国立公園、妙高戸隠連山国立公園の２つの国立公園、豊富な温泉が存在するほか、果物狩りや森林ウォーキングなどの自然環境を活かした体験型観光やアクティビティ・スポーツ合宿なども盛んであり、県内の観光拠点となっている。

本区域の教育・研究機関は、国立大学法人信州大学（以下「信州大学」という。）が長野市に教育学部、工学部を有している。併せて、独立行政法人国立高等専門学校機構 長野工業高等専門学校（以下「長野高専」という。）が長野市にある他、長野県立大学が平成 30 年４月に長野市に開設した。これらの教育・研究機関では、産学官連携施設を備え最先端の研究シーズの提供により、企業の研究開発力向上の支援に取り組むほか、地域の中小企業のニーズに基づいた共同研究による技術力の向上や人材供給を担っている。

製造業を支援する公設試験研究機関としては、長野県工業技術総合センター（材料技術部門（長野市）、食品技術部門（長野市）、環境・情報技術部門（松本市）、精密・電子・航空技術部門（岡谷市））の２つの部門が長野市内に立地しており、各分野に特化した試験研究設備を整備し、依頼試験、施設利用等を行っているほか、職員による技術相談や共同研究、受託研究、人材育成等により、企業の先端的技術開発、製品評価、品質対策等の要求に応えている。

交通の面では、本区域は関東・中部・北陸の結節点に当たり、重要な役割を果たしている。

道路網としては、上信越自動車道と長野自動車道が整備されていることから、首都圏（練馬ＩＣ）まで約２時間 30 分、中京圏（名古屋ＩＣ）まで約３時間 15 分、直江津港を有する新潟県上越市（上越ＩＣ）まで約１時間で結ばれている。

鉄道網では、北陸新幹線が平成 27 年３月に金沢まで延伸されたことにより、新潟県上越地方には約 20 分、富山には約 50 分、金沢には約１時間 10 分で結ばれることになり、北陸方面への大幅な移動時間短縮となった。また、東京まで約１時間 30 分強で結ばれているほか、篠ノ井線、中央西線により名古屋まで約２時間 50 分、大阪まで約３時間 50 分で結ばれている。

長野県の取組としては、テクノハイランド構想の基本理念に基づき、昭和60年度に善光寺バレー開発計画を策定した。以後、平成２年に第２次計画、平成７年に第３次計画を策定し、これらの計画に沿って、技術・産業の高度化と高付加価値産業群の形成、21世紀を担う人材育成と研究開発の拠点形成及び豊かな住環境と心のふるさとづくりを目標に事業を推進し、産学官の連携による研究成果等をあげてきた。

以降、「長野・上田地域知的クラスター創成事業（第Ⅰ期）」、「知的クラスター創成事業（第Ⅱ期）」、「地域卓越研究者戦略的結集プログラム」、「愛知、京都両地域の研修究成果展開事業（スーパークラスタープログラム）のサテライトクラスター」など、幾多のナショナルプロジェクトの中心的地域として、各分野における基幹部品（スーパーモジュール）供給拠点としての産業育成と地域資源を活用した産業創出を推進してきた。

平成 24 年３月には、未来を拓く次世代産業の創出を目指す「長野県ものづくり産業振興戦略プラン」を策定し、本県の強みとこれまでの蓄積を活かして、成長が期待される「健康・医療」、「環境・エネルギー」、「次世代交通」など有望分野やアジア新興国市場等への展開を重点的に進めている。

平成 30 年３月には平成 30 年４月から令和５年３月までの期間の新しい５カ年計画の「長野県ものづくり産業振興戦略プラン」が策定され、本区域が主体性をもって実施する重点プロジェクトとして、地域資源を活用した発酵食品・機能性食品を開発・提案する企業群形成の実現及び高度科学的手法による未利用バイオマス新規活用産業の創出・集積を目指すこととした。

２　地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

（１）目指すべき地域の将来像の概略

本区域は、雇用者数の 16%以上、売上高 20%以上、付加価値額の 20%近くが製造業となっている他、卸売業、小売業と宿泊業、飲食サービス業を合算した雇用者数は 30%以上、売上高 37%以上、付加価値額 25%近くを占め、事業所数の 20.6%は建設業、不動産業・物品賃貸業であることから、製造業、卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業、建設業、不動産業・物品賃貸業を中心とした経済構造をなしている。

高付加価値の電子部品・デバイス関連、機械器具製造業、素材産業、加工組立型産業や地域の野菜や果物などの特産物を活用した食料品製造業、建設業、不動産業・物品賃貸業が集積していることを背景に、これらの産業活動を支える流通・物流関連分野を含め、成長性の高い新事業への参入を後押しするとともに生産性向上を進め、質の高い雇用の創出を行う。

さらに、製造業における質の高い雇用の創出が、域内の雇用者数の約３割を占める卸売・小売業や宿泊業、飲食サービス業等の地域内の他の産業にも高い経済的波及効果をもたらすよう、地域外との取引で獲得した需要が雇用者の給与増を通じて地域内で好循環する状況を目指す。

加えて、本区域では寒暖差の大きさを活用した果樹などの農産物を多く産出しているとともに豊富な自然資源と、そこから生まれるバイオマスエネルギーの活用も盛んであり、こうした第１次産業と製造業との連携による６次産業化と自然エネルギーの利活用をさらに進め、第１次産業の振興と循環型社会の形成を進めていく。

また、観光分野においては、金沢まで延伸された北陸新幹線、歴史的遺産（善光寺、戸隠神社など）、優れた自然（上信越高原国立公園、妙高戸隠連山国立公園など）、豊富な温泉資源（戸倉上山田温泉、信州高山温泉郷など）、歴史と伝統のある街並み景観（長野市松代町、小布施町など）、自然環境を活かしたスキー、サイクリング等のスポーツ、伝統食（おやき、そばなど）を活かして、外国人観光客から評価の高い体験型ツアーを提案する等、インバウンドを含めた広域周遊型観光を推進する。

（２）経済的効果の目標

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業による付加価値創出額	－	125,600 百万円	

（算定根拠）平成 24 年度経済センサス－活動調査

本区域の全産業付加価値額（8,970 億円）の約 14%（内閣府の「中長期の経済財政に関する試算」が示す中長期的な潜在成長率である 0.8%を上回る成長率として設定）に当たる 1,256 億円の増額を目標値とする。これは、平成 24 年経済センサス－活動調査による本県の１事業所あたりの付加価値額(3,685 万円）が全国平均（5,324 万円）を下回っていることから、その平均値に近づけ、さらに上回るためには、全国の成長率を上回る目標設定が必要と考え、設定したものである。

また、これは本区域内の製造業の付加価値額（1,762 億円）の約 71%に当たるなど地域経済に対するインパクトが大きい。

３　地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本計画において、地域経済牽引事業とは以下の（１）～（３）の要件を全て満たす事業をいう。

（１）地域の特性の活用

「５　地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

（２）高い付加価値の創出

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が 3,685 万円（長野県の１事業所あたり平均付加価値額（＝3,685 万円、平成 24 年経済センサス－活動調査））を上回ること。

（３）地域の事業者に対する相当の経済的効果

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

①促進区域に所在する事業者間での取引額が開始年度比で６％増加すること

②促進区域に所在する事業者の売上げが開始年度比で６％増加すること

③促進区域に所在する事業者の雇用者給与等支給額が開始年度比で 10%増加すること。

なお、（２）、（３）については、地域経済牽引事業計画の計画期間が５年の場合を想定しており、それよりも計画期間が短い場合は、計画期間で按分した値とする。

４　促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

（１）重点促進区域

本区域における重点促進区域は、以下の大字及び字の区域とする。

なお、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、自然公園法に規定する上信越高原国立公園、妙高戸隠連山国立公園、聖山高原県立公園、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落及び生物多様性の観点から重要度の高い湿地、国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域等及び長野県自然環境保全地域は本重点促進区域内には存在しない。

【重点促進区域１：地図上の位置Ａ】

長野県須坂市大字小河原、日滝、井上字砂田、井上字双六、八重森、五閑、高梨

（概況及び公共施設等の整備状況）

本重点促進区域全体の合計面積は、約 21.5ha であり、重点促進区域の大半は工業及び産業用地として造成された団地である。重点促進区域に指定したそれぞれの区域は中心市街地からある程度離れた郊外に位置し、工業・産業団地は全て分譲が済んでいる。

なお、本重点促進区域には農用地区域及び遊休地は存在しない。

また、本重点促進区域の西側に 3.7ha の市街化調整区域が存在するが、地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用調整は行わない。

（関連計画における記載等）

須坂市第三次国土利用計画の記載：

須坂市第三次国土利用計画においては次のように記載されている。

「工業用地は、企業の製造活動等の経済活動、雇用の場となる工場等を確保するために必要な土地です。グローバル化、ＩＣＴ化(情報通信技術化)の進展等に伴う産業の高付加価値化や構造変化、地域資源を活用した産業創出の動向等を踏まえ、魅力ある企業を既存工業団地周辺などに誘導するとともに、誘致企業の利便性を考慮した環境を整え、より一層の企業誘致に努め活力ある産業集積を図ります。」

以上の記載より、須坂市への企業誘致促進のため、誘致企業の利便性を考慮した環境整備の一環として、また既存企業の継続的な発展のためにも重点促進区域として定める必要がある。

須坂市都市計画マスタープランの記載：

須坂市都市計画マスタープランにおいては次のように記載されている。

「新規企業の誘致や既存企業の利便の向上、地域経済の活性化や雇用の創出のため、既存の工業地については、公害防止に配慮するなど環境の保全に努めつつ、必要な基盤整備を図る。整備済みの工業団地への誘致を進めるとともに、インター須坂流通産業団地周辺等既存工業用途周辺において、工業区域を拡大し、更なる業務施設の集積を支援する。」

以上の記載より、新規企業の誘致や既存企業の利便の向上、必要な基盤整備を図るとしており、誘致企業の利便性を考慮した環境整備の一環として、また既存企業の継続的な発展のためにも重点促進区域として定める必要がある。

【重点促進区域２：地図上の位置Ｂ】

長野県上高井郡高山村大字高井

（概況及び公共施設等の整備状況）

本重点促進区域は、特色として高山村で唯一大規模な工業団地となっている日滝原産業団地周辺の地域（高山村当該敷地面積 12.1 ヘクタール）である。また、小布施スマートＩＣから約５キロメートルと良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもある。

なお、本重点促進区域には農用地区域、市街化調整区域及び遊休地は存在していない。

（関連計画における記載等）

高山村国土利用計画の記載：

高山村国土利用計画では、日滝原産業団地を含む地域の土地利用方針として、次のように記載している。

「日滝原産業団地が完売したことから、地域の合意形成や景観との調和、周辺の土地利用に与える影響等を十分考慮し、企業誘致の促進に向けた新たな工業用地の確保を検討します。」とされている。

また、土地の有効利用の促進として、第６次産業施設の立地及び新たな企業誘致に必要な工業用地の確保を図る。用地の確保にあたっては、地域住民の意向や周辺の土地利用への影響を踏まえるとともに、環境負荷の低減及び景観との調和に努める。

【重点促進区域３：地図上の位置Ｃ】

長野県須坂市大字井上字長沢、字前田、字腰巻、字松宮、字蛇沢、字中町、字野庄、字北町、字南町、字上町、字北町裏、大字九反田字前田、大字幸高字苅屋、字荒市場、字屋敷添、字七三河原、字早道場、大字福島字東畑、字内田

（概況及び公共施設等の整備状況）

本重点促進区域全体の合計面積は、約 197ha である。

本区域は、上信越自動車道須坂長野東インターチェンジ、国道 403 号及び主要地方道長野須坂インター線などを介し、南は松本・諏訪方面やその先の中京圏、北は新潟県方面、東は上田・佐久・軽井沢方面やその先の群馬県や首都圏方面へとつながる、交通の要衝に隣接する地域である。本区域内の上信越自動車道須坂長野東インターチェンジの周辺は須坂市が平成11年にインター須坂流通産業団地の造成を行っており、デバイス関連企業、装置関連企業、素材産業の企業、特産物を活用した食品関連の企業が立地している。

また、本区域は須坂長野東インターチェンジの北西に広がる平坦地を中心に約 91ha の農用地区域及び約 151ha の市街化調整区域が存在するため、「９　地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整

を行う場合にあっては、その基本的な事項」において、土地利用の調整の方針を記載する。
　なお、須坂市内には、売却されていない既存の工業団地や遊休地等が存在していないため、やむを得ず、農用地区域も含めて設定することとする。

（関連計画における記載等）
須坂市第三次国土利用計画の記載：
　須坂市第三次国土利用計画においては次のように記載されている。
「工業用地は、企業の製造活動等の経済活動、雇用の場となる工場等を確保するために必要な土地です。グローバル化、ＩＣＴ化（情報通信技術化）の進展等に伴う産業の高付加価値化や構造変化、地域資源を活用した産業創出の動向等を踏まえ、魅力ある企業を既存工業団地周辺などに誘導するとともに、誘致企業の利便性を考慮した環境を整え、より一層の企業誘致に努め活力ある産業集積を図ります。」
　また、本区域においては、「南部地域（井上・高甫地区）」に位置付けられ、玄関口という立地条件を最大限に生かし、インター須坂流通産業団地に連続した開発を含め産業用地の確保など計画的な土地利用を推進する方針が示されている。

須坂市都市計画マスタープランの記載：
　須坂市都市計画マスタープランにおいては次のように記載されている。
「新規企業の誘致や既存企業の利便の向上、地域経済の活性化や雇用の創出のため、既存の工業地については、公害防止に配慮するなど環境の保全に努めつつ、必要な基盤整備を図る。整備済みの工業団地への誘致を進めるとともに、インター須坂流通産業団地周辺等既存工業用途周辺において、工業区域を拡大し、更なる業務施設の集積を支援する。」
　なお、現在、都市計画マスタープランの改定作業を進めており、須坂長野インターチェンジ周辺地区は、「新複合交流拠点」として位置付け、「すでに工業・流通・商業施設が集積する地区ですが、工業・流通機能を強化し、観光商業機能、防災機能等の導入を図る。」とすることとしている。

第五次須坂市総合計画（基本構想・後期基本計画）の記載：
　第五次須坂市総合計画（基本構想・後期基本計画）においては次のように記載されている。
「須坂長野東インターチェンジ周辺地区の開発が可能となるように取組む。」
また、都市基盤整備の中で土地の有効利用を推進する方針が示されている。

須坂市人口ビジョン、まち・ひと・しごと創生総合戦略の記載：
　須坂市人口ビジョン、まち・ひと・しごと創生総合戦略においては次のように記載されている。
「既存の産業団地の周辺に新たな産業団地の造成等を進める。」
また、企業誘致を推進する方針が示されている。

須坂市農業振興地域整備計画の記載：
　須坂市農業振興地域整備計画においては次のように記載されている。

「農業従事者の安定的な就業を促進するため、上信越自動車道須坂長野東インターチェンジ周辺土地利用計画による流通業務団地等において、優良企業の誘致を進め農業従事者の安定的な就業機会確保と若年層の定着化を図る。」

また、本地域においては、「井上地区」に位置付けられ、現在、都市計画マスタープランと同様の位置付けを前提とした改訂作業を進めている。

【重点促進区域４：地図上の位置Ｄ】

長野県千曲市大字八幡字中川原、字蛭坪、字井新田、字五人新田、字中島、字北田、字十一人、字向中川原、字向川原、字東條、字八日市場

（概況及び公共施設等の整備状況）

本重点促進区域は、西部・南部を都市計画法用途地域（工業地域）を中心とした地域（約 66ha）であり、市街化調整区域を含んでいない。また、県道・国道に隣接し、姨捨スマートＩＣから車で 10 分圏内と良好なアクセスを有するなど、交通インフラが充実した場所でもある。

なお、本重点区域には姨捨スマートＩＣ及び姨捨の棚田の北部に広がる農用地区域が存在するので、「９　地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項」において、土地利用の調整の方針を記載する。

（関連計画における記載等）

第二次国土利用計画（千曲市計画）の記載：

第二次国土利用計画（千曲市計画）では、本重点促進区域を含む西部市街地地域の土地利用の基本方向について、次のように記載されている。

「国道 18 号バイパス東側周辺の新たに市街地を誘導する地域については、都市計画制度を適切に運用し、農業的土地利用との調和を図りながら、自然環境の保全や都市基盤整備を進めるとともに、既成市街地との都市機能のバランスに配慮した良好な市街地の形成を進めます。」「土地利用の整序・集約化を図りながら、土地利用の転換や誘導により、低・未利用地の有効利用を促進します。」

千曲市都市計画マスタープランの記載：

千曲市都市計画マスタープランでは、将来都市像と都市づくりの基本方針」について、次のように記載されている。

「災害発生時における危機管理体制の構築を図り、ライフラインの迅速かつ円滑な復旧作業を行い、被害や影響を最小限にとどめることのできる災害に強いまちづくりを進めます。」「八幡地区および新田地区など交通利便性に優れた地域について、工業や商業など就業機会や活力を創出する場所を産業拠点として位置づけます。」

また、本重点促進区域を含む西部市街地地域の地域づくりの目標及び地域づくり方針図について、次のように記載されている。

「国道 18 号バイパス沿道においては、優良農地の確保を優先し、周辺環境に配慮しながら、地域経済の活力向上に貢献する土地利用を目指します。図中：周辺環境に配慮した産業拠点の形成（八

幡工業団地、八幡地区国道 18 号バイパス沿道東、平和橋西詰南地区）「工業系用途地域指定など検討」」

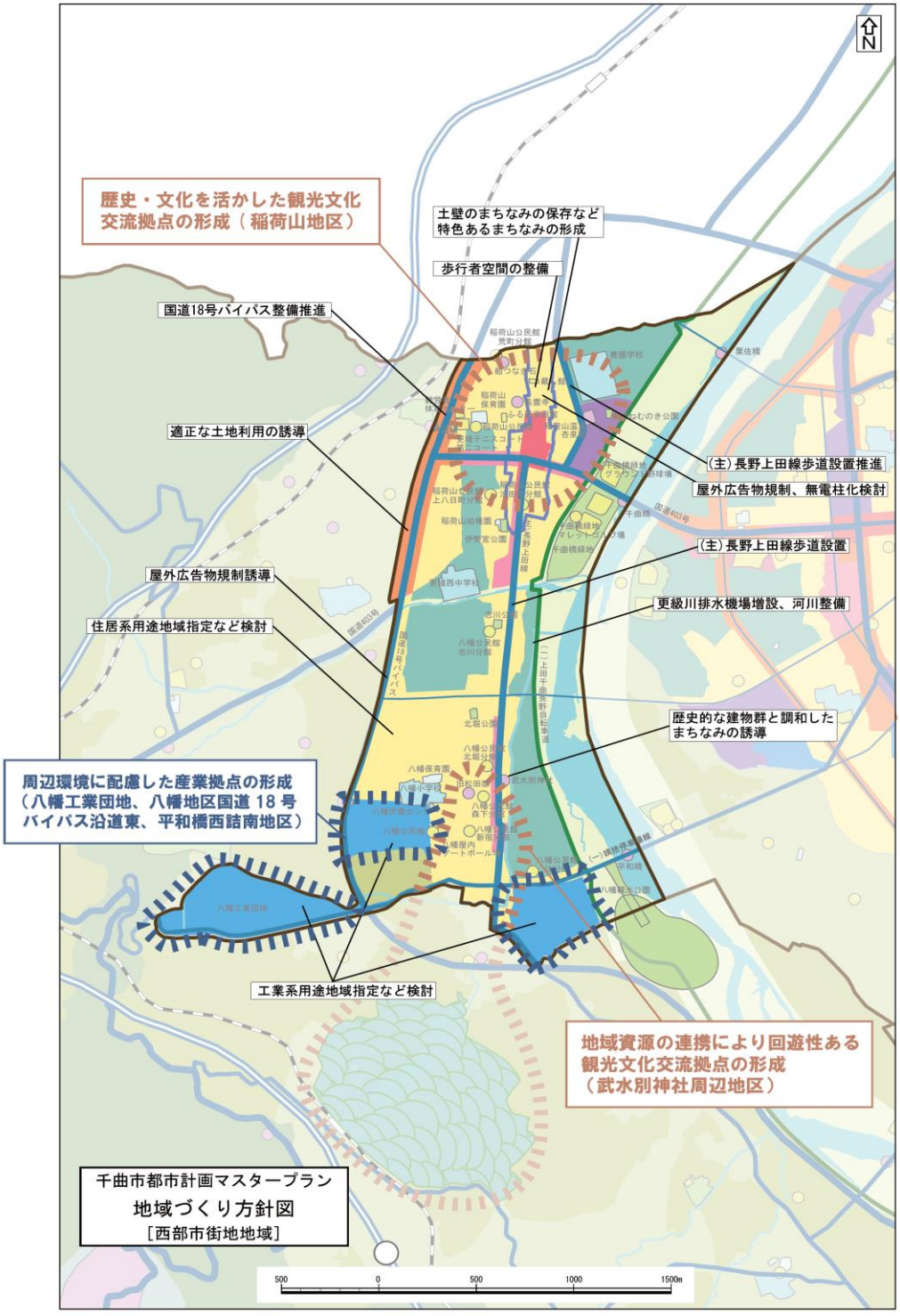

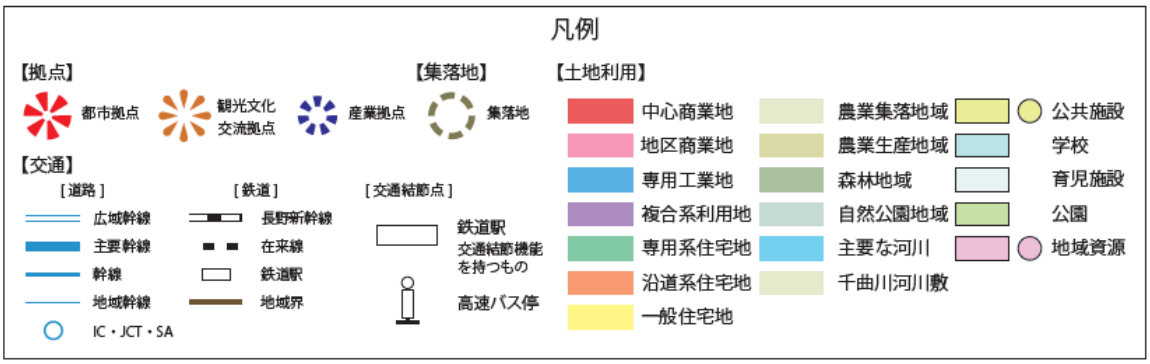

図　西部市街地地域の地域づくり方針図

第二次千曲市総合計画の記載：

第二次千曲市総合計画では、都市基盤の施策の基本方針を、次のように記載されている。

「「国土利用計画（千曲市計画）」などに沿った計画的な土地利用に努め、多極ネットワーク型の都市づくりを進めます。」

千曲市人口ビジョン、まち・ひと・しごと創生総合戦略の記載：

千曲市人口ビジョン、まち・ひと・しごと創生総合戦略においては、次のように記載されている。

「千曲市の交流拠点機能と生活利便性の向上を図り、産業集積と人口増加の基盤とする。」

千曲農業振興地域整備計画の記載：

千曲農業振興地域整備計画の土地利用の方向では、次のように記載されている。

「産業立地による活力ある都市の形成など、土地利用の量的調整と質的向上を図るよう土地利用を見直していくことが重要です。」「工場用地は、高速道路網が整備され、地域交通の要衝に位置する立地条件を生かした企業誘致を推進していくため、交通利便性に優れ産業集積が見込まれる地区への用地確保が必要となっています。」

【重点促進区域５：地図上の位置Ｅ】

長野県長野市大字大豆島字西光寺島、字大河原、字土屋坊境、字中ノ島、字長池境、大字風間字土井場、字下河原、字中河原、字東河原、字大河原、字西光寺島

（概況及び公共施設等の整備状況）

本重点促進区域は、長野冬季オリンピックのスピードスケート会場となったオリンピック記念アリーナ（以下、「エムウェーブ」という。）の南に位置し、北西側に都市計画法用途地域（工業地域）が近接する地域（約 71ha）である。また、区域東を縦断する県道三才大豆島中御所線の４車線化工事が進み、須坂長野東インターチェンジまで約３㎞、令和８年に開設予定の（仮称）若穂スマートインターチェンジまで約５㎞と良好なアクセスを有するなど、交通インフラが充実した場所でもある。

なお、本重点促進区域は、区域の北部の工業団地と隣接するエムウェーブの敷地及び区域の南東部の

工業団地を除き市街化調整区域となっており、市街化区域に挟まれた本区域の中央部から東部にかけて農用地区域が約 26ha 存在するので、「９　地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項」において、土地利用の調整の方針を記載する。

また、本重点促進区域の中央部に約 57ha の市街化調整区域が存在するが、地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用調整は行わない。

（関連計画における記載等）

第五次長野市総合計画の記載：

第五次長野市総合計画では、土地利用の基本構想において土地利用の基本方針として、土地の適切な管理と有効利用を掲げ、次のように記載している。

「都市的土地利用については、地域の特性に応じて市街地では都市機能を集約し、市街地周辺地域や中山間地域では生活機能を維持するとともに、低・未利用地や既存ストックの有効利用などを促進します。」

また、同計画の後期基本計画においては、分野横断的テーマ（総合戦略）のひとつとして、「産業集積の推進」について、次のように記載している。

「地域への経済波及効果の高い産業や将来の発展が見込まれるＩＣＴ関連産業などの都市型産業の誘致をはじめとする企業の立地促進に取り組み、地域経済を支える産業の集積を進めます。」

長野市都市計画マスタープランの記載：

長野市都市計画マスタープランでは、本重点促進区域を含む大豆島地区について、次のように整理している。

「地域区分：市街地縁辺部、土地利用区分：工業地、該当地域：工場や流通施設などの産業施設の集積地」

また、拠点の形成・都市機能形成方針として次のように記載し、都市機能の形成の方針を示している。

「高速道路インターチェンジへのアクセスが容易であるという立地特性を活かし、自然環境と調和した良好な景観の整備を進め、長野市の東の玄関口にふさわしい地域づくりを進める。」

さらに、土地利用方針として次のように記載している。

「国道 18 号線、長野須坂インター線、東外環状線沿いの工業地では、周辺の住環境と調和した交通利便性を活かした土地利用を進める。」

長野市農業振興地域整備計画の記載：

長野市農業振興地域整備計画では、農地利用計画の土地利用の構想として次のように記載している。

「農地の持つ多面的機能の維持増進に努めながら、秩序ある土地利用の誘導を図っていきます。」

（地図）

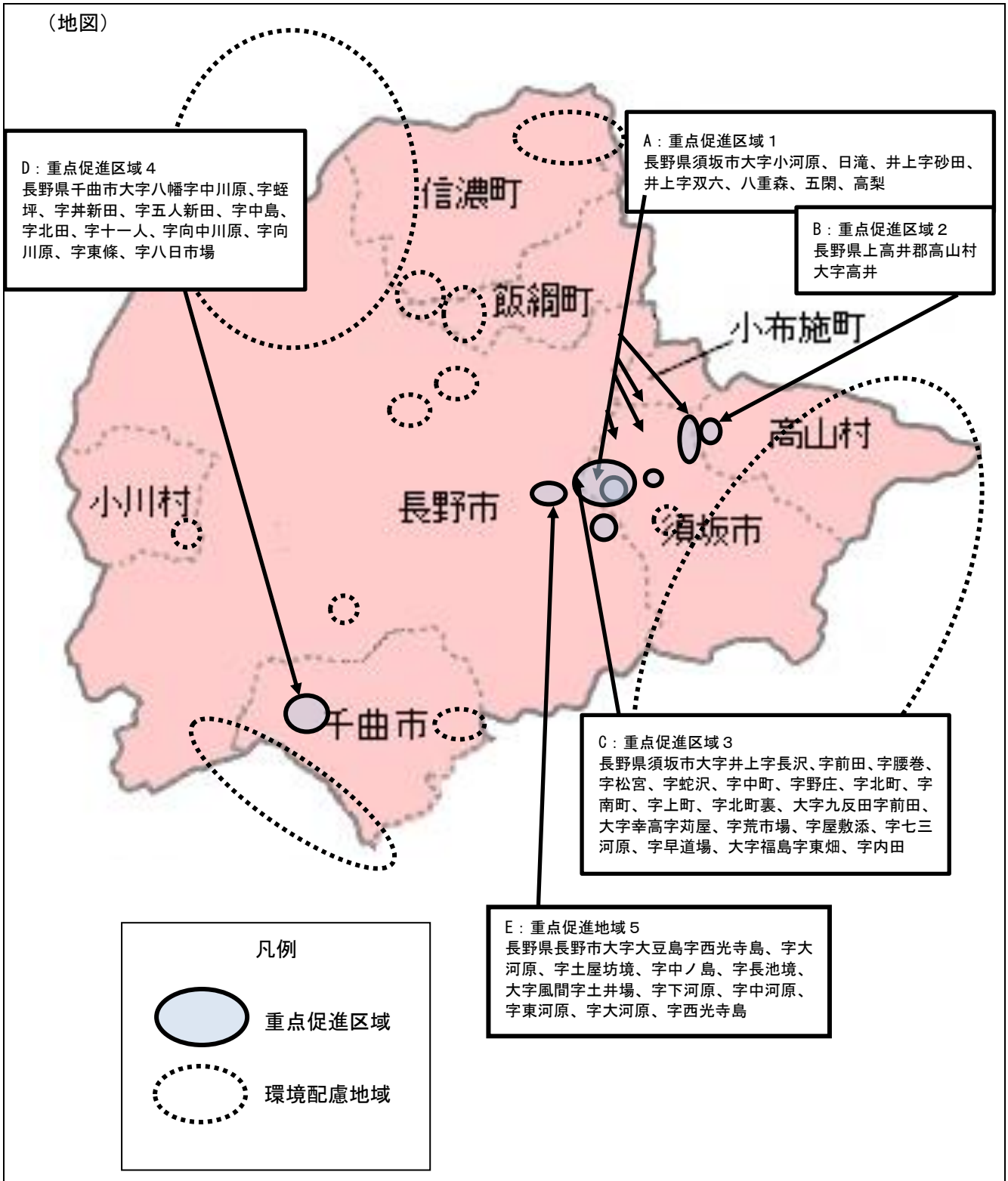

※重点区域の詳細（拡大図）については、次ページ位置図を参照

（重点促進区域位置図　詳細）

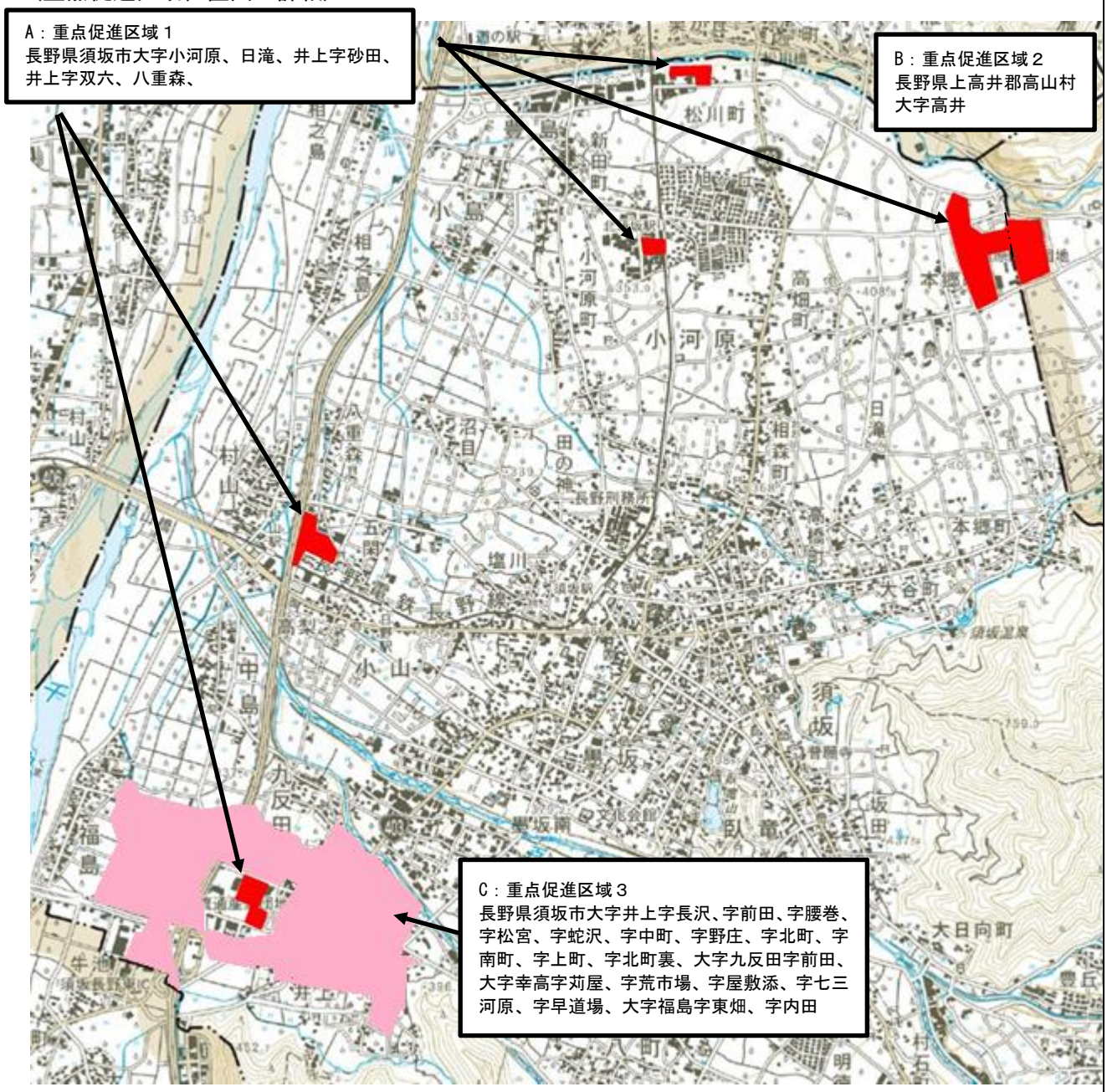

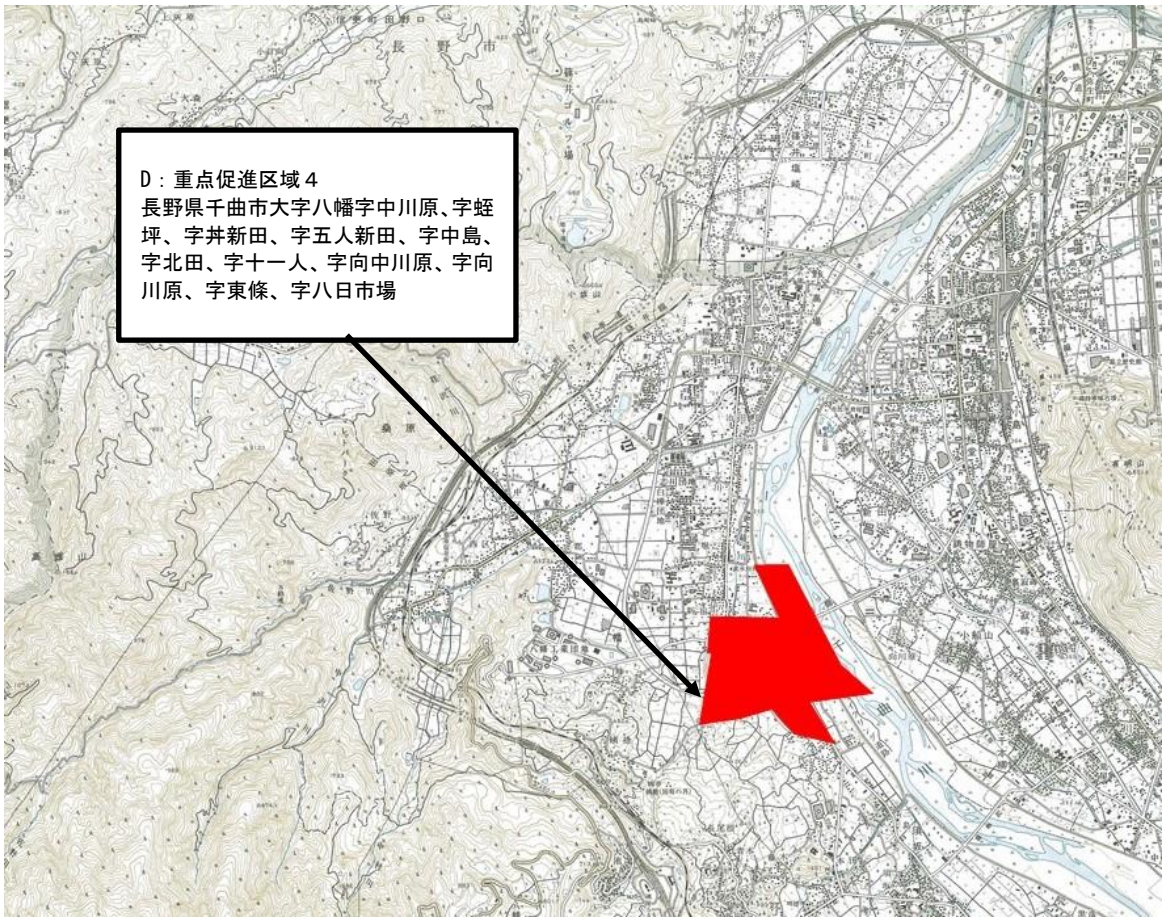
D：重点促進区域４
長野県千曲市大字八幡字中川原、字蛭坪、字井新田、字五人新田、字中島、字北田、字十一人、字向中川原、字向川原、字東條、字八日市場

E：重点促進区域５
長野県長野市大字大豆島字西光寺島、字大河原、字土屋坊境、字中ノ島、字長池境、大字風間字土井場、字下河原、字中河原、字東河原、字大河原、字西光寺島

（２）重点促進区域を設定した理由

【重点促進区域１】

本重点促進区域の設定により、工場立地法で規定する緑地面積等が緩和されることで、操業敷地内での生産設備の増強が図れず需要増に対応できない等の立地企業の諸課題への対応に有効であり、今後市として産業の発展を推進していくためにも重要である。

また、本重点促進区域は、旧法(企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律)第 10 条第１項の規定に基づき準則を定め、緑地面積等の緩和を行っている区域であり、今後も準則に則った緑地面積等の運用が予定されている。

既存企業の利便向上及び継続的な発展のためにも重点促進区域として定めることとする。

【重点促進区域２】

本重点促進区域の設定にあたっては、長野県テクノハイランド構想において、高山村の日滝原地域に約 12.1 ヘクタール、須坂市の同地域に 23.1 ヘクタールの敷地が集約しており、善光寺バレー開発計画圏域に中核産業団地として地域産業構造の高度化、地域技術力の向上を図る拠点地域とし、21 世紀に向け、緑豊かな自然環境を基調とした団地の形成を演出するため、立地企業がふさわしい環境・景観づくりに努めることをねらいとして、工場立地法の特例を活用するため定めることとする。

【重点促進区域３】

本区域は、上信越自動車道須坂長野東インターチェンジに隣接しており、交通利便性に優れている。また、区域内には須坂市が平成 11 年にインター須坂流通産業団地を造成し、デバイス関連企業３社、装置関連企業３社、素材産業の企業３社、特産物を活用した食品関連の企業が立地するなど集積や特産物といった特性が賦存しているため、地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であることから、本区域を重点促進区域として設定し、工場立地法の特例を活用することとする。

なお、須坂市内には、売却されていない既存の工業団地や遊休地等が存在していないため、やむを得ず、農用地区域も含めて設定することとするが、地域経済牽引事業の実施に当たって、本計画の「９　地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項」に従い、適切な土地利用調整を行う。

【重点促進区域４】

本区域は、県道姨捨停車場線、国道 18 号坂城更埴バイパスなどの基幹道路があり、長野自動車道姨捨スマートＩＣ、更埴ＩＣまで車で約 10 分圏内のため、長野、上田、松本方面へのアクセス環境が非常に優れているなど、地域特性である交通インフラが賦存しており、かつ、中山間地域が多数を占める市内にあって、比較的平坦な土地且つ工業系の用途地域を含む区域であることから、地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、千曲市内の都市計画の工業系用途地域については、工業専用地域が２地区、工業地域が５地区あり、工場適地も一ヵ所存在する。

これら既存の工業地の空工業地に遊休地等は、屋代工業団地、新田工業団地にそれぞれ５ha 程度存在し、その活用を優先したいが、近年、製造業や小売業等の企業の進出や住宅地等による宅地化が進展し、まとまった土地が減少し、空工業地が点在してしまっていることから、地域経済牽引事業の実施に必要となる１ha 以上の一団の土地の確保が困難である。

また、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に基づいた産業導入地区は１地区であり、地区

内に３団地がある。同団地のうち２つは未利用地が存在するものの、小規模な土地であり、うち１つは既に進出企業が決定しているため、同地区においても地域経済牽引事業の実施に必要となる一団の土地の確保が困難であることから、やむを得えず農地も含めて重点促進区域を設定する。

なお、農用地区域も含めるため、地域経済牽引事業の実施に当たっては、本計画の「９　地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項」に従い、適切な土地利用調整を行う。

【重点促進区域５】

本重点促進区域は、区域東を縦断する県道三才大豆島中御所線の４車線化工事が進み、国道 18 号線及び上信越自動車道の須坂長野東インターチェンジまで約３㎞とアクセス環境が優れており、地域特性である交通インフラが賦存している。また、長野市東部工業団地及び第二東部工業団地に近接していることから、地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、長野市内の既存の工業団地には分譲中の用地がなく、その他の既存の工業用地については、宅地化が進展しており、１ha 以上のまとまった遊休地も存在せず、地域経済牽引事業の実施に必要な適地の確保が困難であることから、やむを得ず農地及び市街化調整区域も含めて重点促進区域を設定する。

なお、農用地区域及び市街化調整区域を含めるため、地域経済牽引事業の実施に当たっては、本計画の「９　地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項」に従い、適切な土地利用調整を行う。

（３）（重点促進市町村による）工場立地特例対象区域の設定

長野県須坂市大字小河原

2014 番 2、2014 番 5、2014 番 6、3918 番 11、4062 番 3、4063 番 1、4065 番 1、4075 番 1、4079 番 1

長野県須坂市大字日滝

3500 番 1、3500 番 7、3500 番 8、3500 番 52、3550 番 1

長野県須坂市大字井上字前田

1072 番 1、1073 番 1、1074 番 1、1075 番 1、1076 番 1、1077 番 1、1078 番 1、1079 番 1、1080 番 1、1081 番 1 、1082 番 1、1083 番 1、1121 番 1、1122 番 1、1123 番 1、1124 番 1、1125 番 1、1126 番 1、1126 番 2、1127 番 1、1128 番 1、1129 番 1、1130 番 1、1131 番 1、1132 番 1、1133 番 1、1134 番 1、1135 番 1、1136 番 1、1137 番、1138 番、1139 番 2、1140 番 1、1142 番、1143 番、1144 番 1、1145 番 1、1146 番 1、1147 番 1、1147 番 3、1148 番 1、1149 番 1、1150 番 1、1151 番 1、1152 番 1、1152 番 3、1153 番 1、1170 番 1、1206 番 1、1207 番 1、1209 番 1、1210 番 1、1211 番 6、1212 番 1、1236 番 3、1237 番 1、1240 番 1、1241 番 1、1242 番 1、1243 番 1、1244 番 1、1245 番 1、1246 番 1、1247 番 1、1248 番 1、1249 番 1、1250 番 1、1251 番 1、1252 番 1、1253 番 1、1254 番 1、1255 番 1、1256 番 1、1257 番 1、1258 番 2、1259 番 1、1263 番 1、1264 番 3、1267 番 1、1268 番 1、1269 番 1、1271 番 1、1272 番、1273 番、1274 番 1 、1275 番 1、1276 番、1277 番、1278 番 1、1278 番 2

大字井上字長沢

1297 番 1、1299 番 3、1300 番 1、1301 番、1302 番 1、1303 番 1、1304 番 2、1305 番 2、1306 番、1307

番、1308番4、1309番3、1310番、1311番、1312番3、1313番3、1314番1、1316番1、1317番、1318番、1319番、1321番、1366番1、1367番1、1368番1、1369番1、1370番1、1371番1、1372番2、1373番1、1374番1、1375番1、1376番2～14、1377番1、1378番1、1379番、1380番1、1381番1、1382番1、1383番1、1384番1、1385番1、1386番1、1387番1、1388番1、1389番1、1390番1、1391番3、1392番3、1393番4、1394番5、1395番4、1396番4、1397番4、1398番5、1399番4、1400番3、1401番1、1402番4、1403番1、1404番1、1405番1、1406番1、1407番1、1408番3、1409番、1410番、1411番、1412番、1413番、1414番、1415番、1416番1、1417番1、1418番1、1419番1、1420番1、1421番1、1422番1、1422番2、1422番3、1423番1、1423番2、1424番1、1425番1、1426番1、1427番1、1428番1、1429番1、1430番1、1431番1、1432番1、1433番3、1434番、1435番、1436番1、1437番1、1438番1、1439番1、1440番1、1441番1、1442番1、1443番1、1444番1、1445番1、1446番1、1479番1、1480番1、1481番1、1482番1、1483番1、1484番1、1485番1、1486番1、1487番2、1488番1、1489番1、1490番2、1491番1、1492番1、1493番1、1494番1、1495番1、1496番1、1497番1、1498番1、1499番1、1499番2、1500番1、1500番3、1501番1、1502番1、1503番1、1503番2、1505番1､1506番2

大字井上字砂田

1700番17、1700番18、1700番19

大字井上字双六

1700番20、1700番21

長野県須坂市大字九反田字前田

46番2、46番3、47番1、47番2、48番1、48番2、49番1、49番2、61番1、61番2、61番3、62番1、62番2、62番3、63番2、66番1、66番2、67番1、67番2、73番、74番、75番、76番、77番4、82番、83番1、84番1、84番2、87番4、88番1、88番2、90番4、90番5、91番1、91番2、95番1

長野県須坂市大字八重森

2番1、2番2、3番1、4番1、30番1、31番、32番

長野県須坂市大字五閑

14番1、15番1、16番1、19番5、30番1、30番2、31番1、31番2、32番1、32番2、33番1、33番2、34番、35番1、36番2、37番1、38番1、39番1、40番1、42番1、43番1、44番1、44番2、44番3、45番3、46番1、47番1、48番1、48番3、49番1、50番3、51番2、52番、53番、53番1、54番、55番、56番、58番、59番、60番、60番1、61番2、67番、68番、69番、70番、71番、72番、74番1、74番2、75番3、76番2

長野県須坂市大字高梨

309番1、309番2

長野県上高井郡高山村大字高井

6100番８、6100番10、6100番11、6100番12、6100番13、6100番35、6100番37

設定する区域は、平成31年1月10日現在における地番により表示したものである。

５　地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

（１）地域の特性及びその活用戦略

①デバイス関連企業や装置関連企業等の産業の集積を活用した成長ものづくり分野

②りんご、ぶどう等の特産物を活用した食品関連産業分野

③キノコの廃培地や木材等の二次利用資源を活用した環境・エネルギー分野

④善光寺、松代城等の観光資源を活用した観光・スポーツ・文化・まちづくり分野

⑤素材産業、加工組立型産業、食料品製造業の集積を活用した第４次産業革命関連分野

⑥上信越自動車道や長野自動車道などの交通インフラを活用した建設関連分野

⑦上信越自動車道や長野自動車道などの交通インフラを活用した流通・物流関連分野

（２）選定の理由

①デバイス関連企業や装置関連企業の産業の集積を活用した成長ものづくり分野

長野県では、テクノハイランド構想の基本理念に基づき、昭和60年度に善光寺バレー開発計画を策定した。以後この計画に沿って、技術・産業の高度化と高付加価値産業群の形成、21世紀を担う人材育成と研究開発の拠点形成及び豊かな住環境と心のふるさとづくりを目標に事業を推進し、産学官の連携による研究開発に取組んできた。

平成14年度からは文部科学省の指定を受け、「長野・上田地域知的クラスター創成事業（第Ⅰ期）」を信州大学と共同で実施し、カーボンナノチューブを活用したナノテク材料の研究開発や、これを活用するナノテクノロジー関連技術の応用開発等において成果をあげている。

さらに、平成19年度からは、文部科学省の採択を受けた「知的クラスター創成事業（第Ⅱ期）」を信州大学等と共同で実施し、ナノテクノロジー・素材に関する高度な技術開発を行い、特許出願数や事業化等おいて成果をあげており、引き続き研究成果の事業化を進めている。

これら平成 23 年度までのプロジェクト実施期間中の成果として、論文数 989 件、特許出願件数 510 件、事業化数 42 件など、地域産業の振興を図るうえで糧となる知的財産等が蓄積されている。

平成21年には、国立研究開発法人科学技術振興機構（以下「JST」という。）の「地域卓越研究者戦略的結集プログラム」に全国 2 箇所の一つとして採択され、信州大学工学部に、ナノカーボン分野の世界的な卓越研究者を集積し、ナノカーボンの研究拠点として、新技術・新素材の研究に取り組んでいる。

今後は、これらの技術シーズを軸とした関連産業の育成を目指しているところである。具体的には、基盤となる機械加工関連技術を基礎とし、成長産業分野における基幹部品（スーパーモジュール）供給拠点としての産業育成と地域資源を活用した産業創出を推進している。

平成 24 年 3 月には、「長野県ものづくり産業振興戦略プラン」を策定し、本県の強みとこれまでの蓄積を活かして、成長が期待される「健康・医療」、「環境・エネルギー」、「次世代交通」など成長期待分野やアジア新興国市場等への展開を重点的に進めることにより、未来を拓く次世代産業の創出を目指すこととしている。

上述したように、本区域には主力産業であるデバイス・モジュール関連産業や装置関連産業が約 1,300 社存在し、超微細・高機能デバイス及びその応用製品群など日本を代表するものづくりの技術を持っている。しかし、近年は、発注元の生産拠点の海外移転や海外企業との価格競争激化などにより、生き残

りが厳しい状況にある。今後、生き残っていくためには、新技術による高付加価値製品の創出や、生産性の向上、高度人材の確保、流通の効率化等、様々な課題がある。

中でも近年、製造業の現場において IoT(Internet of Things)の導入が本格化しており、本区域内の企業においても製造現場における生産性の向上や物流領域でのリアルタイムな倉庫管理、スマートフォンによる輸配送進捗把握システム構築に活用できる可能性に関心が高まってきているとともに、長野県は、長野県科学技術振興指針を平成 28 年６月に策定し、IoT 等によるスマート工場を核とする生産性の高いサプライチェーン構築実現を位置付けており、本区域においても企業の製造現場に IoT の導入を促進することで、製造業等の経営力向上を図っている。

このような成長が期待されるものづくり分野は、人件費の高騰が進む中国等のアジア地域で需要が増大しており、この需要を本区域でボリュームゾーンの大きい業種が取り込んでいくことで、付加価値の向上が期待できることから、県及び市町村は、デバイス関連企業や装置関連企業の産業の集積を活用した成長ものづくり分野の地域経済牽引事業を促進していく。

②りんご、ぶどう等の特産物を活用した食品関連産業分野

本区域は果樹生産が盛んで、地域の特色であるりんごの生産量は約 66,900t/年、ぶどう生産量は約 10,900t/年、もも生産量は約 7,900t/年であり、県内ではそれぞれ 42.5%、38.5%及び 49.7%のシェアを占めている他、栗、あんずなどの生産も盛んである。また、きのこや、古くから味噌、醤油、日本酒などに代表される発酵技術を用いた食品産業が発展している。最近では、特産のりんごを使ったシードル、醸造用ぶどうを使ったワインや発泡酒、ドライフルーツ、ジュレ等多数が商品化されており、飲料・食品の製造品出荷額等は 1,698 億円で本区域内の製造品出荷額等の 21.1%を、また全県の約３割をそれぞれ占めている。果樹産出額も 212 億円となっており、全県の約４割を産出している。

例えば須坂市では、平成 28 年度地方創生加速化交付金を活用し、須坂産のりんごを使用したフルーツ発泡酒開発・製造支援事業が行われた他、長野市内の事業者には平成 26 年度には長野県農商工連携支援基金事業において、長野県産ドライフルーツ(りんご、ぶどう、もも、あんず)に拘った商品づくりについても支援した実績がある。

なお、食品産業の支援機関である長野県工業技術総合センター食品技術部門では、食品産業の新たな高付加価値食品づくりを支援するとともに農商工連携・６次産業化による農林業の高付加価値化の加速を推進するため、平成 27 年４月にあらゆる食品の試作加工が可能とする体制を整備し、高圧処理装置などの新たな設備を導入するとともに、テイスティング（試作評価）エリアを新たに整備して、消費者目線の開発を推進している。

また、信州大学工学部、長野県農業試験場及び長野県果樹試験場などの食品に関する研究機関が多数存在しており、特に、発酵食品や機能性食品などの食品産業に対して高いポテンシャルを有している。

研究機関の活動事例として、ソルガムの子実、茎葉の多面的活用等について圏域内自治体との共同研究等により事業モデルの構築が進み、ソルガムを活用した発泡酒、菓子等が市販されるなど、事業の具現化が図られつつある。

さらに、信州大学工学部が工学部内に建設した信州科学技術総合振興センター（ＳＡＳＴｅｃ）を拠点に、長野市と連携して地域食品加工業の再生や活性化の促進化を目的とした「ながのブランド郷土食」事業により、食品加工業に関わる生産技術、新製品開発、自社ブランド及び食品ビジネス展開での経営

面に長けた人材育成を支援している。
　こうした特産物を活用した食品産業は、原料から流通、販売まで売上のほとんどが地域の付加価値となるだけでなく、加えて魅力的な食品は地域に人を呼び込む観光資源になるという相乗効果もあることから、県及び市町村は、りんご、ぶどう等の特産物を活用した食品関連産業分野の地域経済牽引事業を促進していく。

　③キノコの廃培地や木材などの二次利用資源を活用した環境・エネルギー分野
　本区域ではキノコ生産が盛んで、エノキタケ生産量は約 14,700t/年、ブナシメジ生産量は約 9,400t/年であり、県内ではそれぞれ 16.7%及び 19.1%のシェアを占めている。長野県全体でもエノキタケの生産量は全国シェア第１位（本県）の 61.4%を占めている他、ブナシメジ、エリンギなども全国シェア第１位（本県）となっていることから、本区域はキノコの主要産地であると言える。しかしながら、キノコの生産時には廃培地が生産量の約 1.5 倍排出されているものの、現在はたい肥利用など限られた使用、用途に留まっており、新たな再利用の開発が課題となっている。
　そこで、平成 30 年３月策定予定の「長野県ものづくり産業振興戦略プラン」では、地域の強みとこれまでの蓄積を活かして、長野県工業技術総合センターや(公財)長野県テクノ財団と技術支援で連携し、廃培地から低カロリー甘味料としてここ数年消費量が伸びている希少糖を生成して、地域産業と共生的に発展できるビジネスモデルを構築すべく検討を行っている。
　また、本区域では自然エネルギーの普及拡大を図る「１村１自然エネルギープロジェクト」等を積極的に実施しており、その代表的な取組として小川村では「一般財団法人小川村農林公社みらい」が木材製品として価値が低い未利用材を薪、きのこの原木、おが粉などとして付加価値を付け販売し、山主等に利益還元を行うとともに、森林の資源価値の見直しや関心を高めて、森林の手入れ等の施業も推進している。
　このような環境・エネルギー分野は、需要が拡大する有望な産業分野であるとともに、本区域で先進的に取り組んできたキノコ廃培地や１村１自然エネルギープロジェクトの利活用は、企業の環境活動と方向性も同じ産業であり、付加価値の向上も期待できることから、県及び市町村は、キノコや木材などの二次利用資源を活用した環境・エネルギー分野の地域経済牽引事業を促進していく。

　④善光寺、松代城等の観光資源を活用した観光・スポーツ・文化・まちづくり分野
　本区域は、中央に千曲川と犀川が流れ、北部に妙高戸隠連山国立公園、東部に上信越高原国立公園、南部に聖山高原県立公園がある自然に恵まれた地域であり、登山、トレッキングなどの観光や、スキー、ウォータースポーツ、サイクリングなどの自然を活かしたアクティビティが盛んである。また、善光寺本堂をはじめとする歴史的遺産、そばやおやき等の特色ある食文化、棚田や伝統ある街並み景観などの魅力ある資源に恵まれており、文化の交流・蓄積の拠点となっている。
　このような自然・文化・飲食物・伝統的な景観を活かした観光の状況は、平成 28 年の観光地利用者統計調査によると、観光客数は 15,688 千人で長野県全体の 17.5%を占めている。また消費額も 69,235 百万円で長野県全体の 22.4%となっていることから、本区域は県内の観光拠点として位置付けられている。
　歴史や文化の面では、国宝・重要文化財として、善光寺本堂や真田信重霊屋など 39 が指定されてい

る他、史跡に指定されている森将軍塚古墳や重要伝統的建造物群保存地区である長野市戸隠、戦国時代の武田信玄・上杉謙信の戦いに強い影響を受けた松代城などの歴史的遺産が多く存在する。

また、豪雪という厳しい自然環境ゆえに発達してきた食文化があり、限られた耕地を開拓する中で発達した粉食や、山・川の恵みを巧みに取り入れた季節の食材が特徴である。具体的には、信濃町の寒暖の差の大きさが生み出す「霧下そば」や、主食の米を補完することから始まった「おやき」、りんごやおからなどを飼料に加え、独特のおいしさを作り上げている「信州牛」などがある。

景観では、本区域にある棚田においては「日本の棚田百選」に長野市の「慶師棚田」「根越棚田」等が選ばれている。特に、千曲市の「姨捨棚田」は国の重要文化的景観に選定されており、ＪＲ姨捨駅から見た棚田や千曲川を中心に善光寺平が眼前に広がる風景は日本三大車窓の一つとなっている。また、長野市松代町には、城下町の面影を残す長い土塀と重厚な門に囲まれた武家屋敷が並び、小布施町には、豊かな農村景観と歩いて楽しい田園の小径、古い工場、蚕室、納屋、民家が残る町として伝統ある街並み景観が形成されている。

こうした地域の特性を最大限に活かした観光・スポーツ・文化・まちづくり分野は、本区域の工夫、努力、熱意により大きく発展し、付加価値の向上が期待できる分野であり、知名度向上などの副次的効果も期待されることから、県及び市町村は善光寺、松代城等の観光資源を活用した観光・スポーツ・文化・まちづくり分野の地域経済牽引事業を促進していく。

⑤素材産業、加工組立型産業、食料品製造業の集積を活用した第４次産業革命関連分野

本区域は、１（２）で述べたとおり、高速交通網の整備や地域特有の地理的条件・気候条件等を背景に、素材産業（鉄鋼業、パルプ・紙・紙加工品製造業、プラスチック製品製造業、木材・木製品製造業等）、加工組立型産業（生産用機械器具製造業・はん用機械器具製造業等）、食料品製造業が集積している。平成 28 年の経済センサス－活動調査によると、本区域における鉄鋼業の製造品出荷額は約 214 億円であり、長野県全体の 41.5%を占めている。また、平成 25 年の工業統計調査によると、本区域におけるパルプ・紙・紙加工品製造業の事業者数は 22 事業者、プラスチック製品製造業の事業者数は 55 事業者、木材・木製品製造業は 15 事業者となっており、長野県全体のそれぞれ約 21%、約 17%、約 12%を占めており、県内における素材産業の集積割合が高くなっている。

また、同じく平成 25 年の工業統計調査によると、本区域における生産用機械器具製造業・はん用機械器具製造業・食料品製造業の付加価値額はそれぞれ約 664 億円・約 332 億円・約 611 億円であり、地域内の付加価値額の約 17.2%・約 8.6%・約 15.8%を占めており、長野県全体における同産業の比率（約 8.9%・約 1.6%・約 9.8%）と比較して高く、本区域にこれらの産業が多く集積している。

一方で、これら産業群では、中長期的な労働力不足という課題を抱えている。

近年、これら産業群において、情報通信技術の急速な発展を背景とした第４次産業革命関連分野の活用によって、生産性の向上やデータの蓄積及び分析に基づく魅力的なサービスの展開等が期待されている。

素材産業及び加工組立型産業においては、工場における生産機械の無人運転や稼働状況の監視に基づく生産工程の改善によって、更なる生産性の向上が見込まれているとともに、人手不足に対応した省力化・効率化が見込まれている。平成 30 年４月に開校した公立大学法人長野県立大学（長野市）では、地元のコワーキングスペースや IT コンサルティング・システム開発の会社と連携し、地方への移住を

望む IT 技術者の確保・IT 産業の活性化に取り組むことにしている。また、食料品製造業及び飲料製造業では、特に、日本酒や味噌等の製造に代表される伝統的な産業群においては、今まで人間の感覚で行っていた生産体制を各種センサ（温度センサ、音センサ、振動センサ、味覚センサ等）、ロボット等で代替することにより、伝統の業の継承や発展を促す動きがみられる。本区域内に所在する公設試験研究機関である長野県工業技術総合センター食品技術部門・材料技術部門（ともに長野市）においては各種センサの開発や、嚥下という活動を定量化し、新製品・新商品開発のための研究開発を行っている。

これら工業技術・情報通信技術の各産業分野への応用においては、公設試験研究機関である長野県工業技術総合センター、また、信州大学、長野高専、そして平成 30 年４月に開校した公立大学法人長野県立大学等の教育・研究機関との連携が期待されるところである。また、長野県では長野労働局と連携し、ワークライフバランスの実現や長時間労働の抑制、休暇の取得促進、多様な働き方の導入等「働き方改革」を進めているところであり、優れた交通アクセス等を活かしつつ、都市部と本区域に活動拠点を有する事業者が活躍するためのテレワーク環境の整備等を進めていくことにより、他地域からの情報系人材の誘致、それら人材と地域の人材の交流によるＩｏＴやＡＩ（人工知能）等に関連する情報通信関連分野における地域の人材育成や新産業の創出も期待されている。

地域産業群における生産性の向上及び魅力的なサービスへの進展は、地域産業の高付加価値化及び規模の確保において有効であると考えられるため、県と市町村は素材産業、加工組立型産業、食料品製造業の集積を活用した第４次産業革命関連分野の地域経済牽引事業を促進していく。

⑥上信越自動車道や長野自動車道などの交通インフラを活用した建設関連分野

当該地域は、県下の人口の約４分の１を占め、中核市である県都長野市を中心に主要な官公庁や民間事業所、高度医療機関、教育文化施設などの高次都市機能が集積するほか、多様な産業が存在し、本県の政治、経済、教育、文化芸術などの面で中心的な役割を果たしている。さらに、新幹線や高速道路により首都圏や北陸圏との近接性が高いといった地理的な条件に恵まれていることも相まって、「活力あふれ・人が集い・文化薫る」中核的都市圏の形成を目指している。

このような中核的都市圏の形成を下支えするためには、生活基盤の確保を着実に推進することが必要であり、平成 26 年の神城断層地震をはじめとした、大雨･大雪などによる災害の発生が続くなか、長野地域では、様々な災害事象に迅速・的確に対応するため、ソフト・ハード両面で建設会社と共に計画的な対策・体制整備を進めている。その結果、平成 28 年経済センサス-活動調査-では、当該地域の建設業の事業所数は 2,725 所と集積が進み、全県の約 24%をも占めている。また、付加価値額においても約 1,059 億円と全県の約 32%を占め、建設業は当該地域の特性かつ主力産業の一つとなっている。これは、県の骨格交通網であり、主要都市間の移動のような比較的移動距離の長い交通の処理機能を担う、上信越自動車道と長野自動車道に代表される交通インフラが存在することで、北は北陸方面、南は中京・関西圏、東は首都圏へ容易に移動することが可能となる、交通上の優位性を発揮していることが大きな下支えとなっている。

今後は、一般国道 18 号線長野東バイパスや坂城更埴バイパスの整備をはじめとした県内外の基盤整備が進むことにより建設業の需要は益々高まることが見込まれることから、特に、建設資材等の輸送に優れた上信越自動車道や長野自動車道などの交通インフラが充実している当該地域の建設関連分野は、地域経済活性化に大きく寄与するものと期待されており、県においても信州ものづくり産業投資応援条例による応援地域を対象とした不動産取得税の課税免除などの県税の優遇制度を設けている。

また、建設業の需要の高まりにより建設機械器具賃貸業の事業が見込まれることから、県及び市町村は、上信越自動車道や長野自動車道などの交通インフラを活用した建設関連分野の地域経済牽引事業を促進する。

⑦上信越自動車道や長野自動車道などの交通インフラを活用した流通・物流関連分野

本区域は、県下の人口の約４分の１を占め、中核市である県都長野市を中心に主要な官公庁や民間事業所、高度医療機関、教育文化施設などの高次都市機能が集積するほか、多様な産業が存在し、本県の政治、経済、教育、文化芸術などの面で中心的な役割を果たしている。

このような中核的都市圏の形成には交通インフラが重要な役割を果たしており、地域における主要産業である、ものづくりや建設関連分野などの産業活動を支える基盤として長野自動車道及び上信越自動車道が当地域を縦断しており、姨捨スマートＩＣ・更埴ＩＣ・長野ＩＣ・須坂長野東ＩＣ・小布施スマートＩＣから関東圏だけでなく、中京・関西圏、北陸方面へのアクセスも容易であり、交通上の優位性を発揮している。

高速道路だけではなく鉄道ネットワークも整っており、北陸新幹線（長野経由）で東京駅まで約 90 分と都心からの移動も容易である。

こうした交通インフラの整備を背景に、本区域においては、幹線道路や高速道路インターチェンジ周辺に製造業の物流や卸売等を担う物流関連産業が数多く立地しており、本区域の産業構造の特徴となっている。具体的には、平成 28 年経済センサスによると本区域内に物流関連事業所は約 480 社、卸売関連事業所は約 1,780 社が立地し、県内の物流・卸売関連事業所の約３割を占め集積している。今後ものづくり分野の成長に伴い、これらの事業所で使用される機械器具の販売や整備修繕等の更なる需要の拡大と事業の成長が見込まれることから、県及び市町村は、上信越自動車道や長野自動車道などの交通インフラを活用した流通・物流関連分野の地域経済牽引事業を促進する。

６　地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

（１）総論

地域の特性を生かして、地域経済牽引事業を支援していくためには、地域の事業者のニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者ニーズを踏まえた各種事業環境整備に当たっては、国の支援策も併せて活用し、積極的な対応で事業コストの低減や本区域にしかない強みを創出する。

（２） 制度の整備に関する事項

①不動産取得税、固定資産税の減免措置の創設

活発な設備投資が実施されるよう、一定の要件を課した上で、不動産取得税等の減税措置に関する条例の制定を検討する。

②用地、建物、償却資産の取得に係る助成制度

活発な設備投資が実施されるよう、一定の要件を課した上で、用地や建物、償却資産の取得に対する

助成制度や、固定資産税相当額を助成する制度を検討する。

③地方創生関係施策

平成 30 年度から令和４年度の地方創生推進交付金を適宜活用し、デバイス関連企業や装置関連企業の産業の集積を活用した成長ものづくり分野、特産物を活用した食品関連産業分野、二次利用資源を活用した環境・エネルギー分野及び観光資源を活用した観光・スポーツ・文化・まちづくり分野、素材産業、加工組立型産業、食料品製造業の集積を活用した第４次産業革命関連分野、上信越自動車道や長野自動車道などの交通インフラを活用した建設関連分野において、設備投資支援等による事業環境や、販路開拓の強化等を実施する予定。

（３）情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

①産業用地情報の逐次開示

地域の産業用地情報についてインターネットで公表するなど、必要な人が必要な時に容易に閲覧できる環境を整備する。

②公設試験場が有する研究成果、知的財産等の情報提供

地域企業の技術力向上のために、公設試験研究機関が保有している情報であって資料として開示している情報について提供を行うとともに、その活用方法について助言を行う。

（４）事業者からの事業環境整備の提案への対応

長野県長野地域振興局内、長野市商工観光部内、須坂市産業振興部内、千曲市経済部内、小布施町産業振興課内、信濃町総務課内、飯綱町産業観光課内、高山村産業振興課内、小川村建設経済課内に事業者の抱える課題解決のためのワンストップの相談窓口を設置する。また、事業環境整備の提案を受けた場合は、長野県庁、長野市役所、須坂市役所、千曲市役所、小布施町役場、信濃町役場、飯綱町役場、高山村役場、小川村役場、支援機関、関係団体と連携して対応する。

（５）その他の事業環境整備に関する事項

①企業ニーズに応じた用地の確保、用地情報の収集・提供

本区域内には、産業団地が不足している地域や、工場跡地を活用した企業立地がみられる。このため、企業ニーズや地域の特性に応じた新規産業団地等の整備を促進するとともに、企業立地のための用地情報の収集と提供を実施する。

②インフラの整備

産業団地等にアクセスする国県道の整備促進を図る。その際、他県と連携してさらなる産業振興の活性化を図るため、広域的地域活性化基盤整備計画との連携も併せて検討する。

③貸工場・研究開発施設の整備等の検討

本区域の中小企業においては、設備投資を軽減するため、用地取得を伴わずに操業できる貸工場や研

究開発施設の要求があることから、これらの整備・利活用についても検討する。

長野市が信州大学と共同で建設した長野市ものづくり支援センター（ＵＦＯ　Ｎａｇａｎｏ）にはクリーンルームが整備されており、ナノテクや電子デバイス研究開発の拠点として利用されている。

さらに、信州大学工学部が経済産業省等の支援を受けて工学部内に建設した信州科学技術総合振興センター（ＳＡＳＴｅｃ）には、貸し工場、レンタルラボが整備され、人材育成を含めたバイオマス・食品関連産業、先端新素材、ＩＴ・組込み機器関連産業等の創業・試作開発の拠点として利用されていることから、今後もより利用しやすく、効率的な運営を検討する。

④長野県工業技術総合センター・長野県創業支援センターの施設整備等

長野県においては、製造業の技術支援機関として、長野県工業技術総合センター（同付置機関：長野県創業支援センターを含む。）を設置し、企業の技術相談、依頼試験、施設利用及び共同研究など様々なメニューにより、技術的課題解決を支援している。

「長野県ものづくり産業戦略プラン」の「健康・医療」、「環境・エネルギー」、「次世代交通」等の成長期待分野を軸とする世界的な技術動向、高度化する企業の技術課題に対応するため、企業ニーズを踏まえて、高度分析機器や試作開発支援機器等の導入や施設整備等を行い、技術支援の強化を図る。

（６）実施スケジュール

取組事項	平成 29 年度（初年度）	平成 30 年度	平成31年度～令和5年度（最終年）
【制度の整備】			
①不動産取得税､固定資産税の減免措置の創設	制度検討	制度創設	運用
②用地､建物､償却資産の取得に係る助成制度	制度検討	制度創設	運用
③地方創生関係施策		交付金の活用予定	交付金の活用予定
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】			
①　公共データの民間公開	一部自治体運用	全自治体検討	運用
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
①　事業提案への対応	運用	運用	運用
【その他】			
①企業ニーズに応じた用地の確保、用地情報の収集・提供、インフラの整備	体制の整備	運用	運用
②インフラの整備	体制の整備	運用	運用
③貸工場･研究開発施設の整備検討	体制の整備	運用	運用

④長野県工業技術総合センター･長野県創業支援センターの施設整備等	体制の整備	運用	運用

7　地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

（１）支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の促進に当たっては、長野県工業技術総合センター、（公財）長野県テクノ財団をはじめとする産業支援機関、信州大学や平成 30 年４月に開校する長野県立大学などの高等教育機関、商工会議所や商工会など地域に存在する支援機関がそれぞれの能力を十分に連携して支援の効果を最大限発揮する必要がある。

また、長野県では、平成 24 年３月に策定した「長野県ものづくり産業振興戦略プラン」において成長が期待される「健康・医療」、「環境・エネルギー」、「次世代交通」などの成長期待分野やアジア新興国市場等への展開を重点的に進めることにより、未来を拓く次世代産業の創出を目指す。

（２）地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

①長野県工業技術総合センター

長野県では、長野県工業技術総合センターにおいて、企業からの依頼試験、施設利用、先導的研究開発等を行っており、高機能かつ高精度な測定・分析機器（信頼性評価装置、金属材料分析装置、食品分析機器等）を導入しており、今後成長が期待される「健康・医療」、「環境・エネルギー」、「次世代交通」等の分野に係る新技術、新製品開発を促進するための技術支援を進める。

②(公財)長野県テクノ財団

（公財）長野県テクノ財団では、長野県イノベーション推進本部（構成：新事業企画室、メディカル産業支援室、ナノテク・国際連携センター）を設置し、グリーンイノベーションをはじめ、ナノテクノロジー・新素材の活用普及、メディカル関連機器のブランド化等、産学官連携による研究開発の推進により地域産業の高度化と新産業の創出を支援する。

また、地域における支援拠点である善光寺バレー地域センターでは、善光寺バレーコラボネット等の産学官交流事業を実施し、地域産業の技術力向上を支援するとともに、次代を担うコア技術の開発や新規事業の創出に向けたコーディネート活動及び各種の研修会・セミナーの開催により人材育成や共同研究等の推進を支援する。

③長野市ものづくり支援センター

長野市は、長野市ものづくり支援センター内に、地域で活動するインキュベーションマネージャー及び産学連携コーディネーターを配置し、産産、産学連携による技術支援を多角的に支援する。

④長野工業振興会・長野市ＩＣＴ産業協議会

長野工業振興会や長野市ＩＣＴ産業協議会は、企業間の交流や技術力の向上を支援する。

⑤千曲市産業支援センター

千曲市は産業支援センターを設置し、研究開発支援やマーケティング支援に取り組んでおり、引き続き強化を図る。また、信州大学工学部及び清泉女学院大学及び清泉女学院短期大学とパートナーシップ協定を締結し、産学官連携を推進する。

⑥ものづくり千曲プラネット・金属加工ネット千曲・食品ネット千曲

千曲市は、プラスチック金型・成形・設計及びそれらに関連する企業グループを集め、「ものづくり千曲プラネット」を組織するほか、金属機械加工及びそれらに関連する企業による、「金属加工ネット千曲」を組織し、産産連携による技術力向上や取引拡大を推進していく。また、食料品製造企業及び関連産業企業の経営者を中心に、「食品ネット千曲」を立ち上げ、産産連携による技術力向上を推進する。また、加工食品を中心とした「信州千曲ブランド」認定制度を立ち上げ、産学官連携をもとに販路の拡大、技術の向上を図る。

⑦国立大学法人信州大学工学部

スピンデバイステクノロジーセンター、木でつくる共生建築研究センター、環境調和型科学技術研究センター、グリーンマテリアル・デバイス研究開発センター、食・農産業の先端学際研究会、信州コロイド＆界面科学研究会、地域ＩＣＴ研究会による技術支援を進める。

特に、カーボンナノチューブの研究においては先進的な取組を行っていることから、世界トップレベルの研究者を結集し研究拠点を形成し、新規ナノカーボンの創成と応用に関する研究を集中的に行い新技術・新素材に関する企業化に向けた研究・開発を支援する。

⑧信州大学・須坂市研究連携センター

須坂市は、信州大学・長野高専と包括連携協定を締結し、「信州大学・須坂市研究連携センター（ＳＳＲＣ）」を開設している。このＳＳＲＣを拠点として、産業コーディネーター・産業アドバイザーによる、産学官、産産、産学及び産学官金連携を推進する。また、既存の工業団体や意欲ある企業を中心とした研究会活動を推進し、企業間交流による技術力向上や研究開発、次世代経営者・技術者の人材育成などを支援する。この他、農商工観連携により６次産業化に向けた取組の支援を行う。

⑨デュアルシステム協力企業会

長野県須坂創成高等学校創造工学科生徒の「地域産業を担う実践的なものづくり人材の育成」を目指し、市内外の企業が協力して就業体験・企業実習の受け入れを行い、次世代につながるものづくり分野の人材育成を支援する。

⑩「蔵の町並みキャンパス元気スクール」実行委員会

須坂市は、蔵の町並みキャンパス元気スクールと題して、信州大学遠藤守信特別特任教授のプロデュースにより、信州大学各学部等の教授陣と産業界・教育界・行政等のトップクラスの講師陣を招聘した

講演会（セミナー）を開催し、元気な須坂を創出する人づくりの支援に重点をおいている。

⑪信州科学技術総合振興センター（ＳＡＳＴｅｃ）

信州大学工学部が設置した信州科学技術総合振興センター（ＳＡＳＴｅｃ）は、隣接する長野市ものづくり支援センターと連携し、本区域におけるイノベーション創出、人材育成を支援する。

⑫独立行政法人国立高等専門学校機構長野工業高等専門学校

長野高専では、地域の研究会支援や企業との共同研究等を通じて、技術力向上を支援する。

⑬長野県産業人材育成支援センター

長野県では、長野県ものづくり産業振興戦略プランに基づき、新たな産業展開を担うグローバル人材・専門人材の確保、育成を進めるため、長野県産業人材育成支援センターと産業人材育成支援ネットワーク（ながの産業人材ネット）が一体となり、コーディネート機能を強化し、産学官連携による総合的な人材育成支援を図る。

併せて、成長関連分野の人材や安定した労働力の確保を図るため、Ｕ・Ｉ・Ｊターンの戦略的実施、女性の再就職促進、高年齢者の継続雇用支援など、重点プロジェクトを展開する。

⑭長野商工会議所、須坂商工会議所、千曲商工会議所、長野市商工会、信州新町商工会、戸倉上山田商工会、小布施町商工会、信濃町商工会、飯綱町商工会、高山村商工会、小川村商工会

本区域内の商工会議所や商工会では、中小企業、小規模事業者が抱える経営課題を把握し、経営指導員による巡回と相談窓口による経営支援を行う。また、企業内人材の育成・能力開発に関する各種研修会を開催するほか、ＯＢ人材の活用を図るため、企業とのマッチングを支援する。

⑮（公財）長野県中小企業振興センターマーケティング支援センター

（公財）長野県中小企業振興センターでは、県内の中小企業のマーケティング力強化を目指し設置したマーケティング支援センターが、新たに立地する企業と既存企業のマッチングを強化し、経営の早期安定化や高度化を支援する。

⑯産業フェア in 信州実行委員会

当区域を含む北陸新幹線沿線地域の様々な産業を紹介し、その技術や製品等を広く発信することで、販路開拓や新事業創出につながる産学官連携を進めるとともに、広域的な企業間ネットワークの形成を目指す。併せて地域産業を紹介することで、次世代の産業の担い手となる若者層の雇用につなげる。

また、産業フェア in 信州と併催しているうまいものまるごと大商談会では、長野県東北信地域及び新潟県上越地域の農林水産物や加工食品を対象に、実需者との商談・交流の機会を提供することにより、新たな市場及び販路開拓を支援する。

８　環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

（１）環境の保全

新規開発を行う場合は周辺土地利用に鑑み、可能な限り自然環境に影響を与えないよう配慮し、環境関係法令の遵守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行い、地域経済牽引事業の活動においては環境保全に配慮し、地域社会との調和を図っていくものとする。

特に、大規模な地域経済牽引事業を行うこととなった場合には、当該事業の活動等が住民の理解を得られるよう、必要に応じて、企業、行政が連携して住民説明会等を実施するなど、周辺住民の理解を求めていく。

また、廃棄物の減量・リサイクルの積極的な推進や自然エネルギーの利活用等の温暖化対策について、必要な情報を提供するとともに、廃棄物の不法投棄を許さない環境づくりのための広報啓発活動を推進し、地域における環境等に対する規範意識の向上を目指す。

なお、本計画は公園計画との整合を図り、長野県環境部との調整を行ったうえで策定したものであり、また、国立公園内において地域経済牽引事業計画を承認する際には、事前に地方環境事務所と調整を図ることとする。また、環境保全上重要な地域内での整備の実施に当たって、直接或いは間接的に影響を与えるおそれがある場合は、長野県環境部と十分調整を図りつつ、専門家の指導・助言を踏まえて、それらの保全が図られるよう十分配慮して行う。

（２）安全な住民生活の保全

地域の安全と平穏の確保は、環境保全と同様、地域の発展にとって欠かすことのできない要素である。犯罪及び事故のない安全で安心して暮らせる地域社会をつくるため、犯罪・事故の発生防止に向けた啓発などにより住民一人ひとりの防犯意識を高めるとともに、警察、学校、住民、企業の積極的な連携のもと、より一層、地域ぐるみの体制強化を図っていく。

本区域は、扇状地や盆地地形であることから、住民生活とともに企業の事業活動の安定のため、治水対策、土砂災害対策、住民の防災意識の啓発など災害に強い地域づくりを推進するとともに、犯罪及び事故防止のため、住民の理解を得ながら以下のような取り組みについても推進する。

・企業の事業所付近、特に車両出入口、交差点等にミラーの設置、警備員の配置等を求めていく。
・交通事故防止等のため、歩道の確保など、交通安全対策を進めていく。
・冬期における安全な交通確保のため、除雪、凍結防止剤散布等に努める。
・山間部における安全な通行確保のため、道路防災施設の整備に努める。
・地域の安全活動を推進するため、警察、自治体、防犯協会等関係機関と連携し、地域住民等が行う防犯ボランティア活動等に参加するほか、活動に必要な物品、場所等を提供するなどの支援・協力に努める。
・犯罪又は事故発生時における警察への連絡体制を整備する。
・防犯意識向上の啓発及び防犯カメラや防犯性の高い施錠等防犯設備の充実を求めていく。
・犯罪が起きにくい防犯性の高い道路、公園等の整備普及を図る。

（３）その他

〇ＰＤＣＡ体制の整備

平成 29 年 11 月に、区域内自治体、長野県、区域内商工会議所及び商工会、国立大学法人信州大学、

国立高専機構長野工業高等専門学校、(公財)長野県テクノ財団善光寺バレー地域センター、(一財)信州大学工学部若里会、(一財)長野経済研究所、職業訓練法人長野地域職業訓練協会で、長野地域経済牽引事業促進協議会を組織する。

平成 30 年度から毎年、長野地域経済牽引事業促進協議会にて、本計画と承認地域経済牽引事業計画に関するレビューを実施する。その結果に基づいて、本計画の効果の検証と事業の見直しを行う。

９　地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

（１）総論

（農地および市街化調整区域の範囲）

重点促進区域３、４、５の区域内においては、次のとおり農地や市街化調整区域が存在するため、これらの地域において地域経済牽引事業を実施する場合は、土地利用調整計画を策定する必要がある。

（農地）

※別表１　参照

（市街化調整区域）

※別表２　参照

（地区内における公共施設整備の状況）

【重点促進区域３】

本重点促進区域内においては、道路、河川、上下水道、電気、学校、保育園、地域公民館等の公共施設が整備されている。そのため、今後新たに大規模な公共施設整備を行う必要はない。

【重点促進区域４】

本区域の至近には、国道、県道、上下水道等のインフラがすでに整備されている。これらを有効に活用するために計画されている公共施設整備は行うが､新たに大規模な公共施設整備を行う予定はない。

【重点促進区域５】

本重点促進区域の至近には、道路、水路、上下水道等のインフラがすでに整備されており、区域内で地域経済牽引事業の実施に当たり必要となるインフラ整備を事業者が行うほか、これらを有効に活用するために計画されている公共施設整備は行うが､新たに大規模な公共施設整備を行う予定はない。

（地域内の遊休地等の状況等）

【重点促進区域３】

須坂市内においては、現在のところ、産業用途に活用できる遊休地等は存在しない（平成 30 年工場適地調査)。今後、遊休地等が確認され、これらの地域において地域経済牽引事業を実施する場合は、これら遊休地等を優先的に活用することとする。

【重点促進区域４】

千曲市内の都市計画の工業系用途地域については、工業専用地域が２地区、工業地域が５地区あり、工場適地も一ヵ所存在する。

これら既存の工業地の空工業地に遊休地等は、屋代工業団地、新田工業団地にそれぞれ５ha 程度存在し、その活用を優先したいが、近年、製造業や小売業等の企業の進出や住宅地等による宅地化が進展し、まとまった土地が減少し、空工業地が点在してしまっていることから、地域経済牽引事業の実施に必要となる１ha 以上の一団の土地の確保が困難である。

また、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に基づいた産業導入地区は１地区であり、地区内に３団地がある。同団地のうち２つは未利用地が存在するものの、小規模な土地であり、うち１つは既に進出企業が決定しているため、同地区においても地域経済牽引事業の実施に必要となる一団の土地の確保が困難であることから、やむを得えず農地も含めて重点促進区域を設定する。

なお、今後、新たに遊休地等が確認され、これらの地域において地域経済牽引事業を実施する場合は、これら遊休地等を優先的に活用することとする。

【重点促進区域５】

長野市においては、産業用地として利用可能な１ヘクタール以上のまとまった遊休地は存在しない。

なお、今後、新たに遊休地等が確認され、これらの地域において地域経済牽引事業を実施する場合は、これら遊休地等を優先的に活用することとする。

（遊休地等の地番リスト）

※別表３　参照

（他計画との調和等）

【重点促進区域３】

農地及び市街化調整区域として重点促進区域に設定された土地については、以下のとおり他計画において方針が示されている。

須坂市第三次国土利用計画の記載：

須坂市第三次国土利用計画においては次のように記載されている。

「工業用地は、企業の製造活動等の経済活動、雇用の場となる工場等を確保するために必要な土地です。グローバル化、ＩＣＴ化（情報通信技術化）の進展等に伴う産業の高付加価値化や構造変化、地域資源を活用した産業創出の動向等を踏まえ、魅力ある企業を既存工業団地周辺などに誘導するとともに、誘致企業の利便性を考慮した環境を整え、より一層の企業誘致に努め活力ある産業集積を図ります。」

また、本区域においては、「南部地域（井上・高甫地区）」に位置付けられ、玄関口という立地条件を最大限に生かし、インター須坂流通産業団地に連続した開発を含め産業用地の確保など計画的な土地利用を推進する方針が示されている。

須坂市都市計画マスタープランの記載：

須坂市都市計画マスタープランにおいては次のように記載されている。

「新規企業の誘致や既存企業の利便の向上、地域経済の活性化や雇用の創出のため、既存の工業地については、公害防止に配慮するなど環境の保全に努めつつ、必要な基盤整備を図る。整備済みの工業団地への誘致を進めるとともに、インター須坂流通産業団地周辺等既存工業用途周辺において、工業区域を拡大し、更なる業務施設の集積を支援する。」

なお、現在、都市計画マスタープランの改定作業を進めており、須坂長野東インターチェンジ周辺地区は、「新複合交流拠点」として位置付け、「すでに工業・流通・商業施設が集積する地区ですが、工業・流通機能を強化し、観光商業機能、防災機能等の導入を図る。」とすることとしている。

第五次須坂市総合計画（基本構想・後期基本計画）の記載：

第五次須坂市総合計画（基本構想・後期基本計画）においては次のように記載されている。

「須坂長野東インターチェンジ周辺地区の開発が可能となるように取組む。」

また、都市基盤整備の中で土地の有効利用を推進する方針が示されている。

須坂市人口ビジョン、まち・ひと・しごと創生総合戦略の記載：

須坂市人口ビジョン、まち・ひと・しごと創生総合戦略においては次のように記載されている。

「既存の産業団地の周辺に新たな産業団地の造成等を進める。」

また、企業誘致を推進する方針が示されている。

須坂市農業振興地域整備計画の記載：

須坂市農業振興地域整備計画においては次のように記載されている。

「農業従事者の安定的な就業を促進するため、上信越自動車道須坂長野東インターチェンジ周辺土地利用計画による流通業務団地等において、優良企業の誘致を進め農業従事者の安定的な就業機会確保と若年層の定着化を図る。」

また、本地域においては、「井上地区」に位置付けられ、現在、都市計画マスタープランと同様の位置付けを前提とした改訂作業を進めている。

当該区域では「デバイス関連企業や装置関連企業等の産業の集積を活用した成長ものづくり分野」、「りんご、ぶどう等の特産物を活用した食品関連産業分野」及び「素材産業、加工組立型産業、食料品製造業の集積を活用した第４次産業革命関連分野」を推進する。具体的な事業としては、デバイス関連企業の事業拡大、特産物を活用した農業関連企業の新規立地、素材産業企業の事業拡大が予定されている。

上記の想定している事業については、須坂市農業振興地域整備計画に示された農業従事者の安定的な就業機会確保と若年層の定着と調和が図られたものである他、その他の他計画とも調和が図られたものである。

【重点促進区域４】

農地として重点促進区域に設定された土地については、以下のとおり他計画において方針が示され

ている。

第二次国土利用計画（千曲市計画）の記載：

第二次国土利用計画（千曲市計画）では、本重点促進区域を含む西部市街地地域の土地利用の基本方向について次のように記載し、新たな市街地の形成を明示している。

「国道 18 号バイパス東側周辺の新たに市街地を誘導する地域については、都市計画制度を適切に運用し、農業的土地利用との調和を図りながら、自然環境の保全や都市基盤整備を進めるとともに、既成市街地との都市機能のバランスに配慮した良好な市街地の形成を進めます。」「土地利用の整序・集約化を図りながら、土地利用の転換や誘導により、低・未利用地の有効利用を促進します。」

千曲市都市計画マスタープランの記載：

千曲市都市計画マスタープランでは、将来都市像と都市づくりの基本方針」について次のように記載し、交通利便性に優れた八幡地区への災害拠点創設の可能性を示唆している。

「災害発生時における危機管理体制の構築を図り、ライフラインの迅速かつ円滑な復旧作業を行い、被害や影響を最小限にとどめることのできる災害に強いまちづくりを進めます。」「八幡地区および新田地区など交通利便性に優れた地域について、工業や商業など就業機会や活力を創出する場所を産業拠点として位置づけます。」

また、本重点促進区域を含む西部市街地地域の地域づくりの目標及び地域づくり方針図について、次のように記載している。

「国道 18 号バイパス沿道においては、優良農地の確保を優先し、周辺環境に配慮しながら、地域経済の活力向上に貢献する土地利用を目指します。図中：周辺環境に配慮した産業拠点の形成（八幡工業団地、八幡地区国道 18 号バイパス沿道東、平和橋西詰南地区）「工業系用途地域指定など検討」」

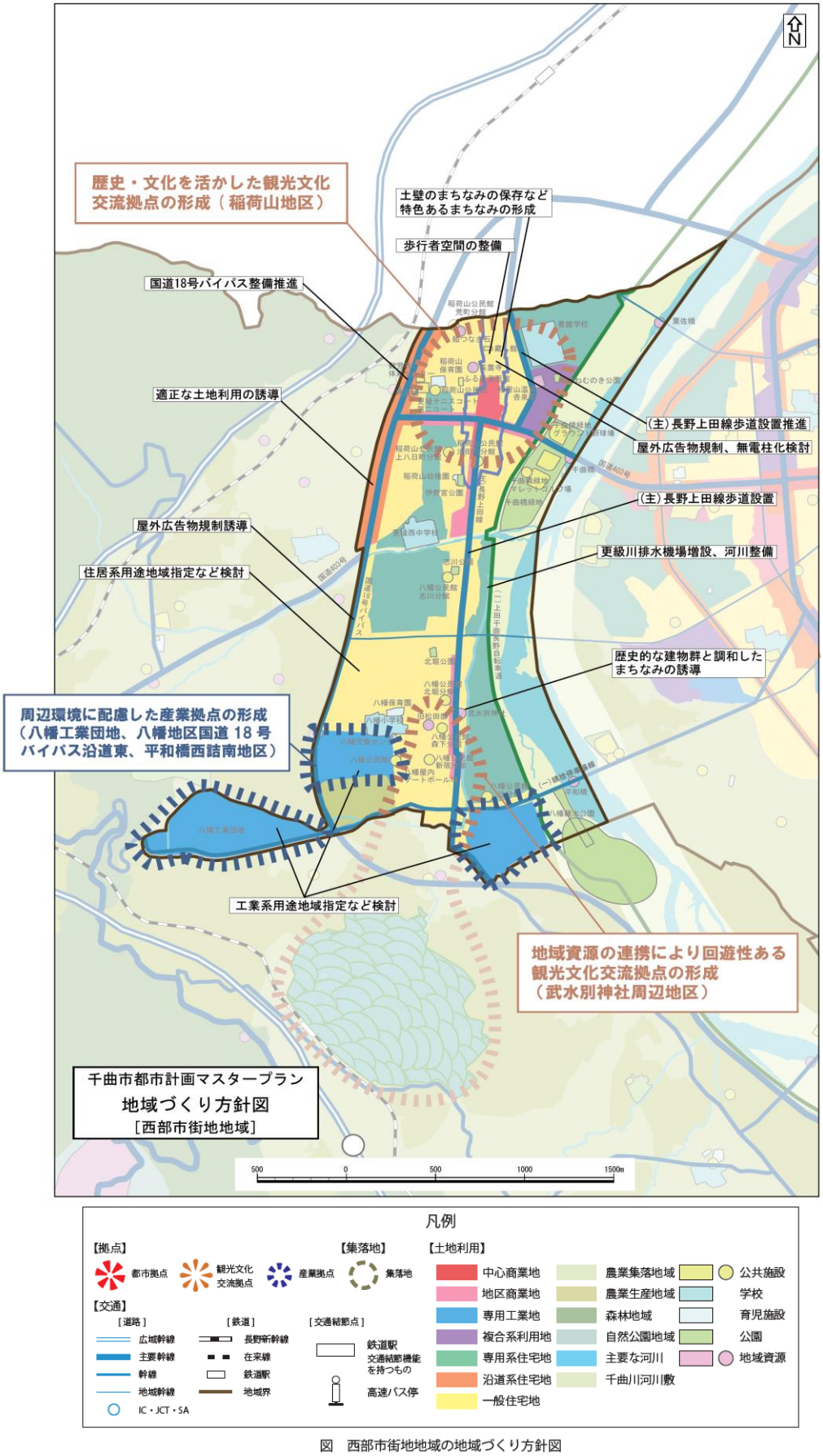

図　西部市街地地域の地域づくり方針図

第二次千曲市総合計画の記載：

第二次千曲市総合計画では、都市基盤の施策の基本方針について次のように記載し、多極ネットワークづくりを後押ししている。

「「国土利用計画（千曲市計画）」などに沿った計画的な土地利用に努め、多極ネットワーク型の都市づくりを進めます。」

千曲市人口ビジョン、まち・ひと・しごと創生総合戦略の記載：

千曲市人口ビジョン、まち・ひと・しごと創生総合戦略に次のように記載し、交流拠点機能を向上するとともに、産業集積と人口増加を振興している。

「千曲市の交流拠点機能と生活利便性の向上を図り、産業集積と人口増加の基盤とする。」

千曲農業振興地域整備計画の記載：

千曲農業振興地域整備計画の土地利用の方向では次のように記載し、高速道路網が整備された地域交通の要衝地における企業立地の推進及び用地の確保のニーズを示している。

「産業立地による活力ある都市の形成など、土地利用の量的調整と質的向上を図るよう土地利用を見直していくことが重要です。」「工場用地は、高速道路網が整備され、地域交通の要衝に位置する立地条件を生かした企業誘致を推進していくため、交通利便性に優れ産業集積が見込まれる地区への用地確保が必要となっています。」

当該区域は、高速道路網などのアクセスが整い、産業拠点整備のための面積を有する区域である。また、防災機能を有する建設関連分野の産業立地が予定されており、上信越自動車道や長野自動車道などの交通インフラを活用した建設関連分野に関する地域経済牽引事業の用に供されることから、これらの方針と調和したものである。

【重点促進区域５】

農地及び市街化調整区域として重点促進区域に設定された土地については、以下のとおり他計画において方針が示されている。

第五次長野市総合計画の記載：

第五次長野市総合計画では、土地利用の基本構想において土地利用の基本方針として、土地の適切な管理と有効利用を掲げ、次のように記載している。

「都市的土地利用については、地域の特性に応じて市街地では都市機能を集約し、市街地周辺地域や中山間地域では生活機能を維持するとともに、低・未利用地や既存ストックの有効利用などを促進します。」

また、同計画の後期基本計画においては、分野横断的テーマ（総合戦略）のひとつとして、「産業集積の推進」について、次のように記載している。

「地域への経済波及効果の高い産業や将来の発展が見込まれるＩＣＴ関連産業などの都市型産業の誘致をはじめとする企業の立地促進に取り組み、地域経済を支える産業の集積を進めます。」

長野市都市計画マスタープランの記載：

長野市都市計画マスタープランでは、本重点促進区域を含む大豆島地区について、次のように整理している。

「地域区分：市街地縁辺部、土地利用区分：工業地、該当地域：工場や流通施設などの産業施設の集積地」

また、拠点の形成・都市機能形成方針として次のように記載し、都市機能の形成の方針を示している。

「高速道路インターチェンジへのアクセスが容易であるという立地特性を活かし、自然環境と調和した良好な景観の整備を進め、長野市の東の玄関口にふさわしい地域づくりを進める。」

さらに、土地利用方針として次のように記載している。

「国道 18 号線、長野須坂インター線、東外環状線沿いの工業地では、周辺の住環境と調和した交通利便性を活かした土地利用を進める。」

長野市農業振興地域整備計画の記載：

長野市農業振興地域整備計画では、農地利用計画の土地利用の構想として次のように記載している。

「農地の持つ多面的機能の維持増進に努めながら、秩序ある土地利用の誘導を図っていきます。」

本重点促進区域では、成長分野である電子部品・デバイス関連の製造業、交通インフラを活用した建設関連分野及び、それらの産業活動を支える物流・流通関連分野の地域経済牽引事業の実施を予定しており、秩序ある土地利用により交通利便性を活かした地域経済を支える産業集積を図るものであることから、これらの方針と調和したものである。

（２）土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

【重点促進区域３】

土地利用調整区域については、工場適地や業務用地を優先して設定することとする。また、土地利用調整区域への立地を想定していた事業者が立地を取りやめる、立地した事業者がその後すぐに撤退する等の事態が生じないよう、具体的な立地ニーズや事業の見通しを踏まえて区域を設定する。やむを得ず土地利用調整区域に農地を含める場合においては、土地利用調整区域を設定する際に、下記の方針により土地利用調整を行うこととする。

① 農用地区域外での開発を優先すること

重点促進区域内の市街化区域、農振白地区域など農用地区域以外の地域を優先して設定することとする。

② 周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること

須坂市には、集団的農地がある。

土地利用調整区域を設定するに当たっては、農業振興地域整備計画の農用地区域の設定状況を踏まえて、集団的農地の中央部に他の使途の土地が介在することにより高性能機械による営農に支障が生じる場合や、小規模の開発行為がまとまりなく行われることにより、農業生産基盤整備事業や農地流動化施策への支障が生じる場合は、そうした土地を避けて設定する。

③ 面積規模が最小限であること

土地利用調整区域を設定するに当たっては、見込まれる事業用地の面積を踏まえて、必要最小限の区域を設定する。

④ 面的整備を実施した地域を含めないこと

須坂市では、工事完了後８年未経過のほ場整備事業等の面的整備は行われていない。

土地利用調整区域を設定するに当たって、面的整備事業を実施した地域及び予定されている農地については、工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して８年を経過しない間は、設定しない。

⑤ 農地中間管理機構関連の取組に支障が生じないようにすること

須坂市においては、農業生産基盤整備事業の実施状況は別表４のとおりであり、また、新たな農業生産基盤整備事業の実施予定はない。

農地中間管理機構関連事業の対象農地については、以下の方針にて取り扱う。

・農地中間管理権の存続期間中は土地利用調整区域に含めない。

・農地中間管理機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農地についても土地利用調整区域に含めない。

・農地中間管理権の存続期間が満了した農地についても、上記①から③までの考え方に基づき、やむを得ない場合でなければ土地利用調整区域に含めない。

・農地中間管理事業を重点的に実施する区域（重点実施区域）内の農地以外での開発を優先する。

【重点促進区域４】

土地利用調整区域については、工場適地や業務用地を優先して設定することとする。また、土地利用調整区域への立地を想定していた事業者が立地を取りやめる、立地した事業者がその後すぐに撤退する等の事態が生じないよう、具体的な立地ニーズや事業の見通しを踏まえて区域を設定する。やむを得ず土地利用調整区域に農地を含める場合においては、土地利用調整区域を設定する際に、下記の方針により土地利用調整を行うこととする。

① 農用地区域外での開発を優先すること

都市計画法に定める用途地域のうち工業系の用途地域内、工場適地内、農振地域以外、農振白地区域など農用地区域以外の地域を優先して設定することとする。

② 周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること

千曲市には、集団的農地がある。

土地利用調整区域を設定するに当たっては、農業振興地域整備計画の農用地区域の設定状況を踏まえて、集団的農地の中央部に他の使途の土地が介在することにより高性能機械による営農に支障が生じる場合や、小規模の開発行為がまとまりなく行われることにより、農業生産基盤整備事業や農地流動化施策への支障が生じる場合は、そうした土地を避けて設定する。

③ 面積規模が最小限であること

土地利用調整区域を設定するに当たっては、見込まれる事業用地の面積を踏まえて、必要最小限の区域を設定する。

④ 面的整備を実施した地域を含めないこと

千曲市では、工事完了後８年未経過のほ場整備事業等の面的整備は行われていない。

土地利用調整区域を設定するに当たって、面的整備事業を実施した地域及び予定されている農地につ

いては、工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して８年を経過しない間は、設定しない。

⑤ 農地中間管理機構関連の取組に支障が生じないようにすること

千曲市の重点促進区域４においては、農業生産基盤整備事業の実施はなく、新たな事業実施予定もない。

農地中間管理機構関連事業の対象農地については、以下の方針にて取り扱う。

・農地中間管理権の存続期間中は土地利用調整区域に含めない。

・農地中間管理機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農地についても土地利用調整区域に含めない。

・農地中間管理権の存続期間が満了した農地についても、上記①から③までの考え方に基づき、やむを得ない場合でなければ土地利用調整区域に含めない。

・農地中間管理事業を重点的に実施する区域（重点実施区域）内の農地以外での開発を優先する。

【重点促進区域５】

土地利用調整区域については、工場適地や業務用地を優先して設定することとする。また、土地利用調整区域への立地を想定していた事業者が立地を取りやめる、立地した事業者がその後すぐに撤退する等の事態が生じないよう、具体的な立地ニーズや事業の見通しを踏まえて区域を設定する。やむを得ず土地利用調整区域に農地を含める場合においては、土地利用調整区域を設定する際に、下記の方針により土地利用調整を行うこととする。

① 農用地区域外での開発を優先すること

重点促進区域内の市街化区域、農振白地区域など農用地区域以外の地域を優先して設定することとする。

② 周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること

土地利用調整区域を設定するに当たっては、農業振興地域整備計画の農用地区域の設定状況を踏まえて、集団的農地の中央部に他の使途の土地が介在することにより高性能機械による営農に支障が生じる場合や、小規模の開発行為がまとまりなく行われることにより、農業生産基盤整備事業や農地流動化施策への支障が生じる場合は、そうした土地を避けて設定する。

③ 面積規模が最小限であること

土地利用調整区域を設定するに当たっては、見込まれる事業用地の面積を踏まえて、必要最小限の区域を設定する。

④ 面的整備を実施した地域を含めないこと

本区域内では、工事完了後８年未経過のほ場整備事業等の面的整備は行われていない。

土地利用調整区域を設定するに当たって、面的整備事業を実施した地域及び予定されている農地については、工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して８年を経過しない間は、設定しない。

⑤ 農地中間管理機構関連の取組に支障が生じないようにすること

長野市の重点促進区域５においては、農業生産基盤整備事業は実施しておらず、新たな実施予定もない。

農地中間管理機構関連事業の対象農地については、以下の方針にて取り扱う。

・農地中間管理権の存続期間中は土地利用調整区域に含めない。

・農地中間管理機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農地についても土地利用調整区

域に含めない。
・農地中間管理権の存続期間が満了した農地についても、上記①から③までの考え方に基づき、やむを得ない場合でなければ土地利用調整区域に含めない。
・農地中間管理事業を重点的に実施する区域（重点実施区域）内の農地以外での開発を優先する。

（３）市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項
本制度を活用した市街化調整区域における土地利用調整は行わない。

10　計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から令和５年度末日、又は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 47 号）附則第７条第１項に基づき地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号）の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて変更された地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針（以下「新基本方針」という。）に基づいて、令和５年度末日までに改めて基本計画（以下「新基本計画」という。）を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。
（新基本方針に基づいて新基本計画を令和５年度中に作成する予定である。そのため、令和５年度をその準備期間として位置づけ、計画期間を令和５年度末日、又は、新基本方針に基づいて、令和５年度末日までに改めて新基本計画を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。）